

次は、請願百六十五号、二百二十五号、三百三十一号、三百三十二号、三百三十三号、三百三十四号、三百三十五号、三百三十五号、四百九十八号、五百二二号、五百三三三、五百四四号、陳情百五十九号、母子福祉法制定に関する請願及び陳情十三件であります。

以上申し上げました請願、陳情は三月十日の小委員会におきまして審議いたしましたのでありますが、政府からは、社会局更生課長、児童局企画課長、引揚援護庁総務課長より説明を求め、慎重審議を重ねました結果、小委員会としてしましては、いずれも願意の内容は妥当なものと認め、議院の会議に付して内閣に送付を要すべきものと決定いたしました次第であります。

以上簡單であります、御報告申し上げます。

○委員長(梅津錦一君) 小委員長報告の通り決定することに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(梅津錦一君) では決定いたします。

○委員長(梅津錦一君) 次に、医療に関する小委員会に付託する請願陳情がございまして付託したいと思ひます。申上げます。請願三十号から九百六十五号までの間の九十九件、陳情三十号から四百八十二号に至るまでの間二十件。次に遺族援護に関する小委員会に付託する請願陳情がございまして、請願五百二十二号から八百六十五号に至るまでの間の二十五件、陳情二百四十二号から四百七十二号に至る間の二十六件。次に、類に関する小委員

会に付託する請願並びに陳情、請願五百六十一号、六百二十四号、次に保健経済に関する小委員会に付託する請願並びに陳情、請願三十四号から五百八十五号に至る間の八件、陳情百八十一号から二百二十八号に至る間の五件でございまして、以上小委員会に付託することに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(梅津錦一君) さよう決定いたします。

○委員長(梅津錦一君) 先般議員の派遣がありまして、調査に赴いたわけでありまして、その調査報告を頂きたいと思ひます。それでは第二班の御報告をお願いします。藤森眞治さん。

○藤森眞治君 第二班の香川、愛媛、徳島三県の視察報告を申し上げます。一月十日から八日香川、愛媛、徳島三県の厚生行政視察をいたしましたので、その報告をいたします。

一行は梅津委員長と私と、そのほか草間専門員と森法制局参事の四人であります。香川、愛媛、徳島三県における衛生状況は、終戦以来年々改善整備されて参り、最近では乳幼児死亡率の減少、伝染病蔓延の減退、結核死亡率の低下、国民体力の増進等に対し著しい効果を示して来ておること、他の府県の傾向と多少の差はあつても、同一傾向を示して来ております。殊に愛媛県では、久松知事就任以来厚生行政には特に力を注いで、県職員に對しても四S運動と言つて、サービス、セービング、スピード、スタディをモットーとして県政の強化を図つておられました。結核対策については、三県とも著しい改善を見つありまし

て、愛媛県では昭和二十二年死亡率一八・〇が二十六年には一〇・四に下降、徳島県では二〇・〇が二十五年に一六・二となつております。併し、いずれの県も療養所の収容力が少く、多数の入所待期患者を擁して収容力の増強に努力しておりますので、この点に對しては国庫補助等十分考慮をする必要が有ります。なお、愛媛県では、県立結核療養所百五十床を二十七年に設置する計画をいたしております。特に愛媛県は健康診断と予防接種の普及に力を注いでおります。徳島県では四百人の結核指定医を設置して患者の指導予防に盡しております。

郷予防については、四国地方は難患者の巡視地として多数の患者が集まりましたが、近來はその勢を絶つたものごとくでありまして、自宅療養患者が各県とも三十名内外存在しております。これが隔離收容には種々の事情で相当困難を示しておりますが、これに對しては、予防法の改正により、強制收容の強化、患者家族の扶助、子女の育英等を考慮する必要があるとの要望が有ります。国立療養所大島青松園(六百五十九床)を实地視察しました。が、昨年度百床増設計画が完了し、所内も整備改善せられましたが、職員の特遇改善について特に要望が有りました。所長野島博士のもとに職員皆熱心に患者の療養、郷の予防に努力しております。

性病予防については、患者の実数把握に特に困難しております。旧予防法による検は制度が何らかの方法において実質的に行われれば効果は著しく上るものように思われました。妊婦に對する血液検査は性病に對する

一般民の予防施策としていずれの県でも力を入れておりました。併し男子に對する往年の徴兵検査時の性病検査的の一般性のものが行われ難いのは遺憾であります。併しベニシリン等の薬品治療が一般に普及されておるため、患者はむしろ減少しておるやに推測されます。

急性伝染病は、いずれの県も終戦直後激しい流行を見ましたが、二十三年頃より著しく減少を見ました。この間における予防措置は各県とも強力に行われ、赤痢、腸チフス等は過去において見ることのできない低率を示しました。併し最近二、三の赤痢集団発生を見ておりますが、これに對しても県当局は適切な措置を講じております。チブス予防接種も強力に行われております。徳島県では伝染病院隔離病舎の整備統合を行なつて、市町村の病舎を廃止して、公的病院に併設して行く五カ年計画を定め実施中であります。

保健所については三県とも大体基準通り普及を見て参りましたが、内容においては更に一層充実を要すると思はれるものが少くない。保健所の業務が広汎であり、第一線の衛生指導機関であるから、實際指導に従事し得るだけの人員と内容の充実が必要と思はれます。殊に農村等は自転車、オートバイ等の交通力を高めることが必要であります。

病院診療所の整備も次第に進んでおりますが、日本医療団の解散に伴う清算剰余金は国庫に帰属することになつていますが、医療団から移管された県立病院の施設は腐朽、荒廃甚だしく、これが改善には容易でなく、財政的にも困難であるから、解散に伴う清算剰

余金は不完全な医療施設の改善整備に充当し得るよう法的措置を講ぜられたいとの要望がありました。なお病院、保健所等の医師、職員の待遇改善を考慮せられ、補充に當り状況を緩和せられたらとの要望がありました。

愛媛、高知をはじめ四国一帯は昭和二十一年の南海地震発生以後地盤に變動を來たし、沿岸各市町村にある井戸には海水の侵入を見、又山部地帯の井戸は濁濁して全く飲用不能となり、住民は数町の遠距離より水を運搬する等、飲料水には頗る困難を感じておる状態に、愛媛県においては被害町村百九、人口は二十二万七千人に達しております。これに對し上水道地盤變動復旧事業として昭和二十五年に於いて事業費九千六百万円、内国庫補助四千八百万円、昭和二十六年に於いて一億一千万円を以て上水道事業をなし、応急の救済を受けたのであるが、今後これが完成にはなお二億八千万円を要する状況で、一行も北條町の実情を調査しましたが、目下の飲料用水は塩辛くて飲めないの地下水による水道完成を急いでおる状況でございました。

徳島、香川の被害も相当ありまして、徳島でも地盤対策として一億四千八百万円を以て鳴門市、小松島市等の水道完成を急いでおります。本事業の起債が都市に限られた関係上、町村における事業実施に多大の支障を來たしております。なお簡易水道の助成等もこの地方に對しては特に考慮を拂ふ必要があると思はれます。下水道につきましても地盤沈下が継続せられ、海岸線においては甚だしく、百センチ以上の所もあり、等量の潮位の上昇を見に至つております。従つて北條町等

では雨水は満潮時市の区域内に氾濫停滯して干潮時で施すべき方法がないのであります。このために交通も杜絶し、家屋の浸水が甚だしく惨状言語に絶するものがあるものであります。愛媛県におきましては二万戸、十五万人に達しております。これがために雨水の緊急排水、排水路の築造等を必要とするのであります。これに對して六億の予算を要するので国庫補助を強く要望しております。なおこれに関連しまして水道條例及び下水道法の緊急改正を行い、衛生的維持管理が強力に且つ適切に遂行できるようにとの要望がございました。なお工場等の廃水による飲料水汚濁防止法の制定も合せて要望されております。

右のような実情を見て参りますと、上水道の普及助成については再検討を要する点も多々あるかと存じますので、早速当委員会においてもこれを取上げてはどうかという印象を受けて参りました次第でございます。

社会保険につきましては、今日では一般にその趣旨も理解せられ、年々利用の度も著しく増加しております。愛媛県では県民の四割は社会保険を利用しております。

健康保険につきましては一般に普及せられ、被保険者数は香川県が三万人余、愛媛県は九万人、徳島県は二万人余りでありまして、家族を合せますと相当数に達します。保険料徴収も十二月現在で八割前後となつております。三月までには九割六、七分には達する見込みでございます。併し現在の経済状態から見ますと、今後の徴収にはかなりの困難があるのではないかと見て、一層の事業主の理解と協力を要請しておるような実情でございます。

徳島県では健康保険関係の結核患者は受診件数の二割六分以上に達し、既存の医療設備だけでは十分ではないので、本年度以降三カ年に二百床を国費を以て鳴門市に設置することになつて目下着工中でございます。なお健康保険保護者の設置も計画されております。高松市にも一個所設置せられ、被保険者の福利厚生に資せられております。保険給付単価の値上げも止むを得ないとの見解をとつておりますが、政府補助金の交付を強く要望しております。

国民健康保険は終戦と共に思想、経済の混乱によつて基礎に動搖を來たし、殆んど二、三割を残して休止又は不振に陥つたのであります。爾來再建に努力されて来ております。徳島県では全市町村の二八、二、二十九万六千人が実施されております。愛媛県でも約三割五分は活潑に実施されております。保険料も一人当たり愛媛県では二百三十八円となつております。徴収も税によるものが次第に増加して四割強に達しております。税による方法に對しても相当批判が行われておるのであります。国民健康保険事業としてよく行われておりましたのは、愛媛県の五明村の事業でございます。被保険者が千二百余の山村で、松山から五里ぐらいの所にありますが、保険料徴収も各區において毎月責任を以て收納しております。医師は一名、半公半私で、村としては米三石を一年に提供し、そうして指導医手当として月四千円と、それに住宅を支給しております。赤十字でございましたが、村民の健康指導等

もよく行われて、少なからず村民に喜ばれておる状況でございます。国民保険組合の直営診療所も各區漸次増加して参つておりますが、これが設置に對しては十分衛生部と事前に話し合いが行われることが要望されております。民生関係におきましては、三県とも新しい社会諸立法の実施に伴い、その線に沿つてそれらの施設の拡充に努めております。現在までのところ各施設とも一応の態勢を整えたようでありまして、内容の整備等はむしろこれからという状態にあります。愛媛県では特に社会課から福祉課を新設して身体障害者の福祉更生、引揚者遺族等の援護に関する事務を行なつております。ほかの府県で余り見ない事例であります。知事が厚生問題に特に力を入れておられました。

生活保護法については医療扶助がどこでも年々増加の傾向にあります。特に医療費は激増しておりますので、医療の適正な実施を指導しております。保護施設として特に注目されましたのは、養老院のごとき施設が一般の関心を深め、これが利用希望者も少なく、香川、愛媛等においても相当よい施設を持つております。然し収容力が少ないので、今後この方面に力を入れる必要があると思ひます。授産場もよく利用されておまして、一部就労者には授産場で働き、勤労により生活の安定ができた世帯も少くないとのことでありました。

児童福祉関係では各県とも保育所が著しく普及されて来て、その内容についても保姆の訓練、職員、児童委員等の講習会を行なつて運営に遺憾なきようにいたしておるところもありました。腋体不自由児の巡回検査を行なつて効果を上げておる所もありました。徳島県では特に婦人児童課を設け、児童問題のほかに婦人問題をも取扱つておりました。児童福祉施設の整備拡充についてはいずれの県も目立つて力を入れておりましたが、保育所、児童厚生施設に對して市町村から助成金を要望しておりました。そのほか地方要望の主なものも申上げますと、生活保護費の地方費負担を軽減してもらいたいとのことでありました。昨までは国費入割、県費一割、市町村一割であつたが、その後の負担区分変更で、国費八割、県費二割となつたが、地方自治の育成の上から見ても、九割を国庫負担とされるようにされたいとのことでありました。生活保護行政に要する人件費の国庫補助金の交付であります。現在事務費は二分の一、国庫補助が交付されておりますが、人件費についても二分の一の補助を交付されたいとのことでありました。即ち福祉事務所で現業に従事する社会福祉主事設置費は平衡交付金に含まれて交付せられていて、こゝになつていますが、これは事務費同様二分の一の国庫補助金で交付せられたといふことでもあります。愛媛県ではそのほか児童福祉関係職員を増員を要望しておりました。即ち児童福祉司は特殊な技術を有するものであつて、児童相談所とは車の両輪のごとく表裏一体の関係があり、青少年の不良化と犯罪とが年々増加し、悪質化の一途を辿つておる現状であるから、この際積極的に福祉司制度を強化せられたいとのことであります。

なご町村協力費の補助であります。が、生活保護実施の現在の状況では、法的にも町村長に對し相当範圍の協力を求めているので、これに對し県において実費程度の協力費を補償する必要があると思慮されるが、現在の地方財源では困難であるから、国はこの経費に對し相当考慮せられたいとの要望がありました。又遺族、傷病軍人、未復員者、未帰還者及びその留守宅家族に對する国の援護対策は殆んど見るべきものがないので、これらに對する援護法の急速な実現を期せられたいとのことであります。

又、国民健康保険事業の危機に對処し、再建の方策として保険料率の引上げ、滞納整理等、万全の策に努力して来たが、到底これが難局打開はできないので、再建整備費として国庫金の貸付け又は交付方策を講ぜられるようお願いいたします。

以上簡単に報告いたします。

○委員長(梅津鐵一君) 次に第一班の報告を願ひます。

○藤原道子君 第一班の御報告を申し上げます。

第一班は、一月十四日より二十日に亘つて美城、宮城、福島三県の厚生行政の實際を視察に参つたのであります。松原議員、井上議員と私と三名で、外に事務局側から新田調査員の四名でして、日程の時間の都合上県庁におきましては、厚生行政の全般について説明を聞く余裕を持たなかつたので、それらの県におきます特色のある施策とか、行政の隘路となつてゐる事例とか、特筆すべき業績などについて重点的に説明を承つたのであります。資料が専門室に備えてございますが、

ら、ここでは極く要点だけを御報告いたします。

茨城県の状態を申し上げます。生活保護法による被保護世帯は一万二千、四万二千二人であります。県の人口は約二百四十万でありますから、人口と被保護者の割合は全国平均二・五割に對しまして、二・二割となつております。

全体の傾向といたしましては、十月以降生活保護は減少し、医療保護、教育扶助が漸増いたしております。当局者の説明によりますと、社会福祉事業法が実施せられましたから、従来のやり方と異なる面ができたための変動でありまして、法の適正な運用の結果とも考えられております。

県下の身体障害者数は約一万五千名と推定せられ、そのうち手帳の交付を受けた者が約三千名であります。これは法の趣旨徹底の十分もさることながら、実際上の恩恵がないとて余り歓迎されておられないのであります。

次に児童福祉司は定員十名に對しまして四名を配置し得たに過ぎませず、従いまして行政指導も十分な活動も期待できないような状態でありまして、以上三法を直接担当いたします第一線機関である社会福祉事務所は諸種の困難な事情のため独立することができず、地方事務所の一組織として活動いたしております。職員は定員の五十三名を配置し得たに過ぎず、而も他の業務を兼務しておるために十分な活動は望みがたく、さりとて本法施行に要する経費の財源の基礎付けが不明確で不安定のために、特に児童福祉法のごときは平衡交付金制度のため政治的発言力の弱いこの種行政の財源措置は非常に困難な事情にあり、いずれも中途半端

な現況でありまして、折角立派な法律も積極的に実施する面におきましては困難なる実情であります。

次に母子対策をいたしましては、本県は婦人問題審議会を設置して母子対策の根本を検討し、婦人相談員制度を設けて相談指導に当らせるほかに、未亡人更生のため五百万円を以て厚生資金制度を設けて生業を援護いたしております。ちよつとその内容を申し上げますと、養蠶、行商、ミシン等の生業資金として一世帯当り一万四千円程度を貸付け、一カ年据置、五カ年賦償還で利息は一分九厘の低利となつております。

このほかに母子世帯子弟の育英のため二百七十万円を奨學資金を貸與いたしております。又市町村を区域として未亡人会を結成させ、自主的活動による更生を促しております。

次に衛生関係について申し上げますと、県下の結核患者は推定二万七千九百十名でその届出率は人口一万三千一人で全国第四十三位の低率であります。死亡者数は年平均二千二百名でありまして、死亡率は人口一万三千人の低率で低いことでは全国第二番目でありまして、これは決して本県の結核罹患率及び死亡者の少いことを意味するのではなく、むしろ本病に對する極端な嫌悪の念から極力秘密を保持する県民性によるものと説明がありました。この点県及び中央当局者の積極的な啓蒙、衛生知識の普及徹底が望まれるのであります。

次に赤痢は昭和二十六年十一月で患者数二千六百五十二名の多数になつておりまして、蠅による伝播を重視して瀧瀬地区の市町村を蠅除滅地域に指定して相当の効果を擧げております。猿

島郡七郷村ではその実績が認められ、蠅のいない村として昭和二十六年度朝日保健賞が授與されておることを附加えて御報告いたします。

次に保健所勤務医師の不足には相當悩んでおりまして、十五保健所のうち三カ所は定員に欠けております。これに對する措置として医師には月額二十千円の研究費のほか、医師、獣医師、薬剤師、保健婦には月額二十千乃至四十千円の危険手当を支給しております。又将来における医師の確保の方便として五名の委託学生に月額三千円を支給しております。

次に宮城県の状態を申し上げます。生活保護法の被保護者数は六万二千八百二十一人でありまして、人口千人について全国平均二・三・九人に對して三・五・四人という全国第三位の高率を示しております。これとは逆に一人当りの保護費は全国平均八百二十円に比べて六百一十一円でありまして、低いことでは全国第七位となつております。これは即ち保護の分散度が広いことを意味するものでありまして、本県の経済が人口の五五％を占めてゐる農家経済が主流をなしていること、單作を主とした零細農家経営の生産構造のため、打ち続く冷水害によります農家経済の脆弱による貧困化が特色となつておりまして、全体の傾向といたしまして被保護者数は漸増いたしており、その増加率は一三五％を示し、全国第二位となつておりますことは誠に憂慮すべき状態と申せましよう。

次に、本県も財政的理由から福祉事務所の設置は四市に四カ所だけでありまして、県は十一地方事務所民生課を設けて担当いたしておりますが、職員

の定員百七十名に對して現員九十五名の劣勢を以てしては十分な活動は不可能であると言ひたいしております。当局者はこの種法律の運営は内容からいへば行政であり、国庫補助等の財政的裏付けがないことを擧げて積極性を持たないような感を受けたのであります。

次に、国民健康保険は昭和二十三年頃より経済界の激変のために保険料の滞納市町村が相當数休廃止しております。したが、保険料制度の実施、補助の増額等の措置によりまして、最近漸次再開する市町村が増加して、現在では百八十九市町村のうち百二十市町村が実施（普及率は六三・〇）いたしております。保険料収入も年度内には八五％に達する見込であり、單価も旧單価で以て医師会との了解が成立してゐるの、給付費の支拂状況もよくなる見込であるが、一方現在の保険料は千八百二十四円であつてもはや負担の限度に來ておるから、今後單価引上げの場合には強力な国庫補助が必要だとのことでありました。

次に、本県の結核患者数は約三万人と推定せられ、昭和二十五年の死亡者数は二千三百十八人、人口一万對一三・九人、大体全国中位にありますが、県内病床数は公私合せて二千床、待期患者は八百名以上となつておりますので、昭和二十六年より五カ年計画を立て結核患者の半減を企圖いたしております。又昭和二十六年、二十七年年度内に県立病院三百床の増床に着手してゐる状況であります。

ほか、初任者には特別の号俸を支給して補なつております。又医系インスターン学生十名に月額五千円を支給して将来における定員の確保に努めております。

次に福島県の状態について申し上げます。本県は厚生行政に對する理事者側の理解もさることながら、行政に、指導に、或いは事務整理に、創意と工夫による積極性が見られ、国庫補助のない劣勢行政をカバーいたしておりますことは国民のために喜ばしく、称讃に値するものであります。昨年十月地方事務所民生課を廃止して、独立の福祉事務所を十六カ所、五市に五カ所を設置しております。職員も定員百八十一名に對して現員百二十八名でありますから、一人当りの事務量は相當過重となるので、二十七年度においては不足の五十三名を増員することの確実な見込の下に社会福祉行政の万全を期しております。児童福祉につきましても、青少年問題協議会が各界名士を擁した名ばかりのものでは不十分として実務者のグループである「青少年ケース研究会」を各地域ごとに設けて、地域組織活動の促進により不良化防止に努めております。

次に母子世帯九千七百七十余のうち四四％が生活保護法の適用を受けておりますところから、母子対策を重視して、未亡人援護対策部会を設置するほか、五市にある県の地方事務所に専任の未亡人福祉係を置き、専門のケース・ワーカーとして母子世帯生活の援護指導に當つております。一方、母子世帯の生活を安定させるために、県費二百万円を以て未亡人厚生資金としての貸付制度を設定して、その自立更正を図つ

次に本県が社会福祉事業資金と称する貸付制度として現在行なつておりますところのものは、消費生活協同組合に二百万円、前に述べました母子世帯に厚生資金に二百万円、奨学資金に三十万円、身体障害者厚生資金に五十万円でありましたが、二十七年度においてはこれら資金を総合して、資金三千万円を以て「愛の金庫」と称する、ものを設けて積極的の援護施策を推進したいと目下準備中であります。

次に災害救助につきましては、国庫よりの補助が少ないので、県、市町村事業体が醸出した二千万円を以て罹災救助資金を設定して、法外援護を行なつております。

次に、国民保険はいずれも同じく戦後の悪條件によつて休廃止するものを出し、一時はその普及率は一五％に低下しましたが、現在では三百六十市町村のうち三百三十六市町村が実施しており、今後漸増の傾向にあるとのことであります。保険経済危機が叫ばれてゐる今日、信夫郡水保村ほか数町村では、国保の恵みを謳歌いたしておる尊な事例があります。水保村の現状を申上げますと、本村は山岳地帯である純農家で、戸数は僅か四百十戸でありまして、昭和二十四年に事業を開始したのであります。昭和二十六年度には何らの補助も受けずに直営診療所を開業

つておりますが、何らの不足平準もな
く、保険料収納率は現在七八%、年度
内には九〇%を上廻る見込とのことで
あります。保険給付は療養給付の一部
負担が五割で、助産については一件当
り五百円を給付いたしております。従
来村では医療費負担のため倒産する事
例がありました。が、国保開始以来はそ
の憂いがなくなり、健康で明るい村に
なつてゐるが、今後財源の許す限り全
額給付の希望に近付けたとの説明を

承つたのであります。なお、第十一カ村のうち土湯村一カ村のみが国保を實施していないが、近く事業を開始するとのことでありまして、又連合して総合病院建設の計画をしているとのこ

次に衛生關係について申し上げます。本県の結核患者は約三万人と推定せられ、これに對する病床は公私合せて千七百七十床で、相當不足しておる現状から、五カ年計画三千床完成を目標にして、二十六年度において県立病床百五十床を建設中であります。

次に、県の十六保健所勤務の医師に對しましては、研究費として所長に五千円、その他には本俸の四割を支給して定員の確保に努めております。県立病院についてはちよつと變つた方法とつておりますが、県立病院の公共性からこれの是非については相當の検討

すと、還元された四割は各科医員の稼働点数に依りて按分されて個人の収入となるのでありますが、看護婦その他の職員との振合いがあるので、各医員のそれは、 $\frac{1}{4}$ 、 $\frac{1}{4}$ 、 $\frac{1}{4}$ 、 $\frac{1}{4}$ の二つの一の額を寄附し、その合計額を看護婦、薬局、事務職員に人頭割で支給する仕組みであります。二十六年上半期の収入額は、医師が多い者は五万円、少い者で一万円、看護婦その他は千八百円となつておりました。

以上簡單でございますが、御報告を終ります。

○委員長(梅津錦一君) 第三班は都会上次回に譲られるのでございます。

三月一日日本委員会に左の事件を付託された。
 一、国立豊橋病院存置に関する諸願
 (第七一六号)
 一、新潟県の結核病床増設等に関する諸願(第七一七号)(第八二八号)
 一、日本赤十字社殉職看護婦遺家の援護に関する諸願(第七二五号)
 一、日本赤十字社殉職救護員等の家族援護に関する諸願(第七二二二号)

する請願(第七三五号)(第七六二号)

一、国立川柳病院存置に関する請願(第七三六号)

一、あん摩師はり師きゆう師および柔道整復師試験制度廃止反対等に関する請願(第七三八号)

一、国立篠山病院存置等に関する請願(第七四七号)

一、国立病院療養所の地方移管反対に関する請願(第七四八号)

- 一、戦争犠牲者遺族の援護強化に関する請願(第七四九号)
- 一、元傷い軍人待遇改善に関する請願(第七五二号)

- 一、反對等に関する請願(第七五七号)
- 一、国立下呂病院存置に関する請願(第七五八号)
- 一、国立旭川病院存置に関する請願(第七六三号)
- 一、旭川市にアフタ・ケア施設設置等の請願(第七六四号)
- 一、国立若松病院存置に関する請願(第七八四号)
- 一、国立若松病院に精神病棟設置請願(第八一五号)
- 一、未復員者給與法に関する請願(第八一八号)
- 一、国立横浜病院存置に関する請願(第八一九号)

一、國立弟子屈療養所移転等に關する陳情(第三六四号)
一、療術師法制定反對に關する陳情(第三六七号)
(第四〇二号)
一、戰爭犧牲者國家補償法制定に關する陳情(第四〇七号)
一、元滿州開拓青年義勇隊の取扱に關する陳情(第四〇九号)

第七一六号 昭和二十七年二月十六

日受理
國立豊橋病院存置に關する請願
請願者 愛知県豊橋市草間町
内藤靖之外三十三名
紹介議員 山内 卓郎君

国立病院の地方移譲が伝えられてい
が、現下の社会情勢とくに医療制度の
実情と社会保障制度の確立されていま
い現状において国立病院を地方経営と
することは、病院の営利化、一般大衆
の診療費負担増大、医療内容の低下等
種々の弊害を伴うから、当地方唯一の
国営医療機関である国立豊橋病院を京
在通りに存置せられたいとの請願。

第七一七号 昭和二十七年二月十一
日受理

新潟県の結核病床増設等に関する請
(十三通)

請願者 新潟県西蒲原郡小中川村長 佐野可治外十八名

紹介議員 下條 恭兵君
新潟県における結核排菌者で入院を要する患者は約五千名以上に及び、しかもますます増加の傾向にあるにかかわらず、国立、県立の医療機関への国庫補助を打ち切り、さらに国立病院の拂下げすら計画している由であるが、かくては県民の医療保障は不可能となり、県民は疾病と貧困の中にしんぎんすることとなるから、(一)さらに四千六百床を国費より増床すること、(二)県立病院への国庫補助、(三)国立病院の整備拡充等の措置を講ぜられたとの請願。

第八二八号 昭和二十七年二月二十二日受理
新潟県の結核病床増設等に関する請願(七通)
請願者 新潟県東頸城郡旭村長 内山英治外六名
紹介議員 北村 一男君
この請願の趣旨は、第七一七号と同じである。

第七二五号 昭和二十七年二月十八日受理
日本赤十字社殉職看護婦遺家族の援護に関する請願
請願者 長野県岡谷市六、八八五 今井ミヤノ外九百名
紹介議員 井上なつゑ君
政府は近く、遺家族ならびに傷病者援護対策を講立される由であるが、その対象を、正規の軍人軍属に限り、日赤看護婦を除外するのは、戦時中日赤看護婦が軍人軍属に伍して何等差をこころなく衛生勤務に服してきた点を考慮しない不合理な取扱であるから、日赤看護婦の遺家族についても、軍人軍属同等の援護策を実施せられたとの請願。

第七二六号 昭和二十七年二月十八日受理
日本赤十字社殉職看護員等の遺家族援護に関する請願
請願者 大坂市東区大手前之町二日本赤十字社大坂支部事務局内 宮田宗兵衛外九百四十五名
紹介議員 井上なつゑ君
今国会に提出を予定される戦後軍人軍属遺家族援護措置法案によれば、赤十字看護員ならびに看護婦は同案の対象より除外されているが、赤十字看護員の召集充員は、運命に基くものであり、その編成派遣服務等はすべて軍律によつてなされたものであつて、しかも殉職者の功章、賞賜、靖国神社合祀等も全く軍人軍属と異ることなく行われていたものであるから、日本赤十字社殉職看護員ならびに看護婦の遺家族をも同法案の対象とせられたとの請願。

第七二七号 昭和二十七年二月十八日受理
国立療養病院存置に関する請願
請願者 佐賀県藤津郡藤野町長 森永文二外百九名
紹介議員 杉原 荒太君
今回政府は、行政機構改革の一環として国立病院の地方移譲を企図せられ、当藤野病院もその一に内定の由であるが、当病院が、海軍病院として創設されて以来、現在の国立病院に至るまで

藤野町民はもとより、近郷、近県住民のうけた医療上の恩恵はまことにじんだである。しかして、同病院の地方移譲は、地方財政の貧困なる現状よりみて困難であり、また他の公共的企業においても国立同様の医療を継続することは不可能であるから、国立病院として存置せられたとの請願。

第七三二号 昭和二十七年二月十八日受理
戦争犠牲者国家補償法制定に関する請願
請願者 静岡県藤原郡五和村大代一、六五二 片岡真作外百七十七名
紹介議員 藤原 道子君
戦争犠牲者である遺族に対して弔慰金または、見舞金および遺族年金が支給されるよう立法ならびに予算措置を講ぜられたとの請願。

第七三三三号 昭和二十七年二月十八日受理
国立八雲病院存置に関する請願(十一通)
請願者 北海道茅部郡森町長 中野仁吉外十名
紹介議員 木下 源吾君
今回政府においては国立病院の地方移譲を企図し、当八雲病院もその中に加えられたが、地方に移譲されると貧困な地方財政の現状では、患者の負担が増大するばかりでなく、診療内容を低下し、医療機関に乏しい道南郡住民にとつて最大の不幸となり、ひいては北海道開発意欲を喪失させることとなるから、国立病院として存続の上、ますます整備拡充を図られたとの請願。

第七三四号 昭和二十七年二月十八日受理
国立登別病院存置に関する請願(二通)
請願者 北海道札幌市東区北条町長 深瀬寅次外一名
紹介議員 木下 源吾君
国立登別病院は、現在北海道における唯一の温泉治療総合国営医療機関として、担振地区はもとより、ほとんど全道の患者の収容、外来患者の診療等、開発途上における北海道住民にとつて欠くことのできない医療機関である。しかるに政府は、行政機構の改革を機として、同病院の地方移譲を企図しているが、貧困な地方財政の現状では、これが実現は地方民の負担増加を生じ、大衆医療機関としての使命と性格が失われる結果となるから、北海道唯一の温泉治療総合医療機関として、同病院を存置し、ますます整備拡充せられたとの請願。

第七三五号 昭和二十七年二月十八日受理
北海道の結核病床増設等に関する請願
請願者 北海道札幌市東区北条町長 深瀬寅次
紹介議員 木下 源吾君
北海道においては、入院を必要としながら病床不足のため入院できない結核排菌者が約一万三千名にも達し、その上ますます増加の傾向にある。しかるに既設の国立および道立の病院は国庫補助打ち切り等のため、その使命を遂行できない実情にあるから、(一)八千床の結核病床を国費により増設すること、(二)道立病院に対し国庫補助金を支給すること、(三)国立病院を整備拡

充すること等必要な措置を講ぜられたとの請願。

第七六二号 昭和二十七年二月二十日受理
北海道の結核病床増設等に関する陳情(三通)
請願者 北海道上川郡鷹栖村長 栗林由松外二名
紹介議員 木下 源吾君
この請願の趣旨は、第七三五号と同じである。

第七三六号 昭和二十七年二月十八日受理
国立川棚病院存置に関する陳情
請願者 長崎県東彼杵郡川棚町 藤野英陽外一万五十一名
紹介議員 小林 政夫君
国立川棚病院の地方移譲が内定した由であるが、同病院は、長崎県東彼杵郡はもとより西彼杵郡、佐世保市、北松浦郡の各地方からさらに佐賀、福岡の両県にまで利用されている同地方唯一の完備した病院であり、結核患者にとつては同病院以外に適當な病床もない実情であつて、伝えられるように同病院が地方に移譲された場合は、国庫補助がない限り到底現在通りの合理的運営は望めず、ことに医療施設に恵まれない田舎においては、民政安定にも重大な影響をおよぼすことになるから、同地方の特殊事情を考慮の上、国立川棚病院を従来通り国立として存置せられたとの請願。

第七三八号 昭和二十七年二月十九日受理
あん摩師はり師きゆう師および柔道整復師試験制度廃止反対等に関する請願
あん摩師はり師きゆう師および柔道整復師試験制度廃止反対等に関する請願

請願者 島根県松江市殿町島根

具誠炎按摩マツサージ
師会内 鏡方龜翁外三

名

紹介議員 伊達源一郎君

昭和二十二年あん摩、はり、きゅう、柔
道整復師に関する身分法が確立された
際、療術師に對しては即時營業禁止にな
るところを療術師の生活を護り、職業の
機会を與えるため昭和三十年末まで療
術行為の繼續を許した。しかるに療術
師は多額の運動費を費して療術師法な
るものを議員提出の形式で今国会に提
出することであるが、療術師法
は、あん摩、はり、きゅう、柔道整復
はもとより医師の行う電気光線の部門
にわたる広はんもので、医療体系を
みだし、またききに制定されたあん摩
はりきゅう柔道整復師法に重複するか
ら、療術師法なるものの制定には反対
せられるとともに、あん摩、はり、き
ゅう、柔道整復師法中に療術師も合
めるよう改正せられたいとの請願。

第七四七号 昭和二十七年二月二十
日受理

国立篠山病院存置等に関する請願

請願者 兵庫県多紀郡篠山町

長 山崎担洞外一名

紹介議員 井上なつあ君

最近国立篠山病院の地方移譲が伝えら
れているが、同病院は、現在県の補助
によつて診療施設の拡張中であり、さ
らに伝染病舎三十病床の新築を計画し
ており、当地方唯一の国立総合医療機
関として着々整備中である。しかるに
予定通り地方移譲が行われると、経費
の点より運営が困難となり、医療内容
も低下し、ひいては同地方の民生安定

にも大きな影響をおよぼすことになる
から、同病院を現在通り運営として運
営せられたいとの請願。

第七四八号 昭和二十七年二月二十
日受理

国立病院、療養所の地方移管反對に關
する請願

請願者 富山県東礪波郡南山田

村信末国立療養所北陸

支部分内 寺島政一外六

百八十六名

紹介議員 梅原 眞隆君

国立病院の地方移管は、社会保障制度
に逆行するものであり、窮乏の県財政
に悪影響を及ぼすばかりでなく、療養
患者に大きな不安を與えるものである
から、国家財政の苦しい際ではある
が、国立病院ならびに国立療養所の県
移管をとりやめ、いままです通り国家
事業として完全な医療設備の拡充強化
を図られたいとの請願。

第七四九号 昭和二十七年二月二十
日受理

戦争犠牲者遺族の援護強化に関する請
願

請願者 石川県金沢市青草町二

四 岡島友作

紹介議員 林屋龜次郎君 中川

幸平君 青山 正一君

戦争犠牲者遺族の援護措置として、
(一)昭和二十七年中に英霊一柱につき
弔慰金十萬円以上の公債を交付するこ
とおよびこの公債は遺族の実情により
換金する方法を講ずること、(二)既得
権利に基く年金をはじめ、遺族補償の
抜本的対策を樹立すること、(三)戦後

つ者の慰養行事は国費の負担によつ
て、国および都道府県市町村が主催し
て行ふこと、(四)遺児の育英、就職お
よび遺族の生業扶助に具体策を樹てこ
れを実施すること等の実現を図られたいとの請願。

第七五二号 昭和二十七年二月二十
日受理

元傷い軍人待遇改善に関する請願

請願者 岡山県倉敷市日之出町

岡山県傷痍軍人会内

木村幸之助外一名

紹介議員 加藤 武徳君

身体障害者福祉法中傷い軍人單独法
化、国家公務員公傷額と同額に引上
げ、軍人恩給の復活、国鉄無賃乗車券
復活等を即時実施して元軍人傷い者に
對する待遇を改善されたいとの請願。

第七五七号 昭和二十七年二月二十
日受理

あん摩はりきゅう試験制度廃止反對等
に関する請願

請願者 水戸市北三ノ丸茨城県

鍼灸、按摩、マツサー

ジ師会内 阿久津凌吉

外一名

紹介議員 郡 祐一君

今回の行政簡素化に伴い、あん摩、は
り、きゅう試験制度を廃止するとのこ
とであるが、これは同業者のレベルを
低下し、社会衛生上悪影響を招く結果
となる。また療術師法の制定は、医師の
領域およびあん摩はりきゅうマツサー
ジ師の業権を侵害し、ひいては国民の
保健衛生上重大なる弊害をきたすか
ら、あん摩はりきゅう術の試験制度を
存続し、療術師法の制定には反対せら
れるとともに、あん摩はりきゅう柔道
整復師法を改正して類似行為をあん

摩、はり、きゅうに包含せしめられたいとの請願。

第七五八号 昭和二十七年二月二十
日受理

国立下呂病院存置に関する請願

請願者 岐阜県益田郡下呂町

長 今井寛次郎外十三

名

紹介議員 古池 信三君伊藤

修君

現在全国九十九箇所にある国立病院は
地方に移譲されようとしているが、こ
れが実現されるときは、保険経済や地
方財政が極度に窮乏している現在、公
的医療機関としての性格使命を無にし
て営利を目的とした医療内容となるこ
とは必然であつて社会保障制度に逆行
するものである。當下呂分院は病
室、炊事場、看護婦宿舎等がなく全く
未完成であつて、このまま地方移譲が
強行されると地方財政を極度に圧迫す
るばかりでなく、地元民のこころの負
担もばく大となるから、国立病院の地
方移譲を中止めるとともに大局的見地
より現在以上に国庫補助を増し整備拡
充せられたいとの請願。

第七六三号 昭和二十七年二月二十
日受理

国立旭川病院存置に関する請願(六通)

請願者 北海道上川郡鷹栖村

長 栗林由松外五名

紹介議員 木下 源吉君

政府は、行政機構改革に伴い、国立病
院の地方移譲を企図しているが、国立
旭川病院は、現在道北における唯一の
総合国民医療機関で、開発途上にある北
海道住民の開発意欲高揚に多大の貢献
をなしている。従つて国立旭川病院の
地方移譲は、北海道の開発に悪影響を

與えらるとともに、医療保障制度の確立
の上からも好しくないから、国立旭川
病院は存置せられたいとの請願。

第七六四号 昭和二十七年二月二十
日受理

旭川市にアフターケア施設設置等の請
願(三通)

請願者 北海道上川郡美瑛町

長 鴻上寛一外二名

紹介議員 木下 源吉君

結核対策は、予防、治療、後保護の一
貫した科学的な施策を強力に、しかも
長期にわたつて行われなければ悲惨な
結核患者を苦難の底から救い上げ、結
核をばく減することは到底不可能であ
る。しかし、全国一をうたわれる旭
川を中心とする道北の結核病率を考
えるとき、是非とも旭川市にアフター
ケア施設を設置せられたい。また国立
旭川病院入院患者の生活困窮者の実態
はますます深刻化の一途をたどりつつ
あるから、生活保護法による支給金を
増額せられたいとの請願。

第八一四号 昭和二十七年二月二十
日受理

国立若松病院存置に関する請願

請願者 福島県若松市議會議

長 五十嵐豊作

紹介議員 松平 勇雄君

政府においては、医療機関の整備対策
として、全国に有する国立病院の大半
を地方公共団体に移管する計画を進め
ているよしであるが、社会保障制度の
確立されていない現状においては、病
院の営利化は避けられず、大衆医療機
関としての使命性格を喪失する結果と
なるから、会津地方唯一の医療機関で

ある若松病院を国立のまま存置せられたいとの請願。

第八一五号 昭和二十七年二月二十一日受理

国立若松病院に精神病棟設置の請願

請願者 福島県若松市議會議員 長 五十嵐豊作

紹介議員 松平 勇雄君

若松市を中心とする一市五郡内には精神障害者に対する医療および保護施設がないため、現に当地方に有する相当数の中毒性精神病者、精神薄弱者ならびに精神病質者の処置に対しては遠隔地にある新潟市あるいは郡山市等の病院に送致し多額の経費を費して加療させている実情であるから、国立若松病院に精神病棟を設置せられたいとの請願。

第八一八号 昭和二十七年二月二十一日受理

未復員者給與法に関する請願

請願者 福島県若松市国立若松病院患者自治会内 鹿目昌敏

紹介議員 松平 勇雄君

恩給ならびに一時金受給者である傷い者の療養を保障するため未復員者給與法を改正せられたいとの請願。

第八一九号 昭和二十七年二月二十一日受理

国立横浜病院存置に関する請願

請願者 横浜市戸塚区原宿町二五二 渡部三郎

紹介議員 梅津 錦一君

国立横浜病院は、終戦直後進駐軍に接収された関係で整備は充分でなく、今

後一層諸施設を拡充する必要があるから、本院を地方移轉することなく、国立病院として存置せられたいとの請願。

第八二〇号 昭和二十七年二月二十一日受理

国立きつ音きよう正所設立に関する請願

請願者 兵庫県知事 岸田幸雄

紹介議員 小泉 秀吉君

国立きつ音きよう正所設立に関しては昭和二十五年十月以来しばしば請願をかさねてきたのであるが、いまだ実現をみずまことに遺憾である。しかるに日本全国に約百万人（内青少年生徒約三十万）と推算せられるきつ音者は依然として悲惨な生活をつづけているから、すみやかに国立きつ音きよう正所を設立せられたいとの請願。

第三五八号 昭和二十七年二月十六日受理

戦争犠牲者遺族の国家補償に関する陳情（七通）

陳情者 高知県高岡郡須崎町一四〇 岡本鉄治外六名

政府は、今国会に戦はつて遺族の補償に関する予算案および法律案を提出せられたが、戦争犠牲者に対する国家補償については、（一）英霊一柱に対して平均金十萬円以上を支給すること、（二）遺族全世帯に対し基本年金一世帯一律に月額四千円とし、老人幼者等生活能力のないものについては月額一千元の増加年金を支給すること、（三）戦はつて者の慰霊行事は国および地方自治団体により、行うこと等を具現せられたいとの陳情。

第三六六号 昭和二十七年二月十八日受理

戦争犠牲者遺族の国家補償に関する陳情

陳情者 島根県飯石郡赤名町赤名町遺族会内 妹尾国市外二十名

敗戦の憂目は遺族程悲惨なものはない、またその生活苦は筆舌に盡し難いほどである。しかして昨年は、連合諸国の好意によつて講和條約の調印が済み、また政府において今国会に戦争犠牲者の国家補償法案を考慮されているが、本案は当初の案より相当の削減を行つてゐることであるが、遺族は、その解しやくに割り切れぬものがあるから、戦争犠牲者遺族の国家補償については、貧富の差なく等しく支給するともに船員、学徒、徴用工等にも支給せられるよう善処を図られたいとの陳情。

第三八〇号 昭和二十七年二月十九日受理

戦争犠牲者遺族の国家補償に関する陳情（十一通）

陳情者 高知県高岡郡須崎町近添龜市外十七名

この陳情の趣旨は、第三五八号と同じである。

第三六三三号 昭和二十七年二月十六日受理

国立松本病院存置に関する陳情

陳情者 長野県松本市職ヶ崎国立松本療養所内 百瀬孝男外百七十九名

今回政府においては国立病院の地方移管を企図し、当国立松本病院もその中に加えられたが、地方自治体に移されると財政的に窮迫した自治体の負担を

増大するか、患者の負担を増すか、または診療内容を低下するに過ぎず、その上現在本病院に收容中の生活保護法患者の処置にも困難することとなるから、本病院の地理的位置および患者の現状等考慮の上、国立病院として存続し、将来甲信越地方の中央病院になるよう、整備拡充を図られたいとの陳情。

第三六四号 昭和二十七年二月十八日受理

あん摩師はり師きゆう師および柔道整復師試験制度廃止反対等に関する陳情

陳情者 神戸市生田区多聞通二ノ一三二社団法人兵庫県鍼灸按摩師会会長 塩津勇外十三名

行政機構改革に関する政令諮問委員会昭和二十六年八月十四日付をもつて各種の免許および試験制度を廃止するよう内閣総理大臣に答申したが、この中にあん摩師、はり師、きゆう師および柔道整復師も含まれている。しかしこれ等を廃止することは悪質低級な業者を濫造して国民の保健衛生上害毒を流す結果となるから最少限度現行の試験制度は存続すべきである。なお現行の「あん摩師、はり師、きゆう師、柔道整復師法」の一部を改正して「マッサージ師、はり師、きゆう師、柔道整復師法」としてこれ等の身分を法中にその入明記せられたいとの陳情。

第三六七号 昭和二十七年二月十九日受理

国立弟子屈療養所移転等に関する陳情

陳情者 北海道川上郡弟子屈町長 佐藤惣五郎外一名

国立弟子屈療養所は、終戦後六年を経過し議和会議も終了した今日、全国一千万に上る戦争犠牲者は物心両面において苦悶の生活を続けているから、すみやかにこれら戦争犠牲者の福祉対策を立法化し、万全の保護措置を講ぜられたいとの陳情。

北海道弟子屈町にある国立弟子屈療養所は、国立公園温泉地として年々いじめるしく振興発展しつつある弟子屈町温泉街の心臓部に位置しているため、本町の発展を阻害しているから、適地に移転せられるとともに町発展の実情にそつた総合病院に拡充せられたいとの陳情。

第四〇二号 昭和二十七年二月二十一日受理

療術師法制定反対に関する陳情

陳情者 香川県高松市築地町四七香川県身体障害者協会内 力丸茂市

聞く所によると指圧療法、血液循環療法、電気療法等の療術行為業者が療術師法の制定を期して厚生当局および国会方面に対してさかんに運動をしていることであるが、かかる法規の制定は医療行政を複雑化し、国民の保健衛生上悪影響を及ぼすばかりか、盲人の唯一の職業であるあん摩はりきゆう業を圧迫し、身体障害者福祉法に精神を侵すこととなるから、療術師法制定には反対であるとの陳情。

第四〇七号 昭和二十七年二月二十二日受理

戦争犠牲者国家補償法制定に関する陳情（七通）

陳情者 福岡県鞍手郡木戸屋瀬町議會議長 田中英次外十二名

終戦後六年を経過し議和会議も終了した今日、全国一千万に上る戦争犠牲者は物心両面において苦悶の生活を続けているから、すみやかにこれら戦争犠牲者の福祉対策を立法化し、万全の保護措置を講ぜられたいとの陳情。

第四〇九号 昭和二十七年二月二十

二日受理

元満州開拓青年義勇隊の取扱に関する陳情

陳情者 静岡県志太郡広幡村 片山吉外十六名

元満州開拓青年義勇隊は、内地の訓練所を出て渡満し、原住民と住まないう国境において開拓に従うと同時に必要に依り国境警備の任にもつき、大東亞に際しては関東軍の令下において重要軍務に服したが、ソ連参戦となるや一部隊員はソ連に抑留される等この間における戦死者は約三千名と推定されているから、同隊の特殊性を考慮してこれら犠牲者を軍人および軍属と同様に取り扱われたいとの陳情。

三月八日本委員会に左の事件を付託された。

一、北海道の結核病床増設等に関する請願(第八三四号)

一、国立旭川病院存置に関する請願(第八三五号)

一、旭川市にアフタ・ケア施設設置等に関する請願(第八三六号)

一、国立舞鶴病院存置に関する請願(第八三七号)(第九〇七号)

一、未帰還抑留者および留守家族の援護対策に関する請願(第八三八号)(第八三九号)(第八六五号)(第八六六号)(第八八九号)

一、国立石川病院存置に関する請願(第八五〇号)

一、国立福知山病院の医療施設整備に関する請願(第八五一号)

一、元傷い軍人等の医療費全額国庫負担に関する陳情(第四四八号)

一、未帰還抑留者および留守家族の援護対策に関する陳情(第四七一七号)

一、国立霞ヶ浦病院存置に関する請願(第八五七号)

一、宮城県若ヶ崎町百日せき予防接種に關する請願(第八五八号)

一、あん摩はりきゅう試験制度廃止反対等に関する請願(第八六七号)(第九四七号)

一、国立病院存置に関する請願(第八九〇号)(第九〇五号)(第九一八号)

一、国立郡山病院飯坂分院を仙台病院の分院とする等の請願(第八九一号)

一、国立松江病院存置等に関する請願(第九〇六号)

一、国立伊東病院存置に関する請願(第九一五号)

一、国立久留米病院存置に関する請願(第九二七号)

一、新潟県の結核病床増設等に関する請願(第九三八号)

一、母子福祉法制定に関する請願(第九四四号)

一、児童福祉法による措置費国庫補助復元の請願(第九六〇号)

一、理容師美容師法存続に関する請願(第九六一号)

一、新潟県の結核病床増設等に関する請願(第九六五号)

一、国立病院の地方移管反対等に関する陳情(第四一六号)

一、戦争犠牲者遺族の国家補償に関する陳情(第四二〇号)(第四四六号)(第四六六号)

一、日本医療団解散に伴う清算剰余金還元配付の陳情(第四二二一号)

一、戦争犠牲者国家補償法制定に関する陳情(第四四七号)

一、元傷い軍人等の医療費全額国庫負担に関する陳情(第四四八号)

一、未帰還抑留者および留守家族の援護対策に関する陳情(第四七一七号)

一、元傷い軍人等の医療費全額国庫負担に関する陳情(第四四八号)

一、未帰還抑留者および留守家族の援護対策に関する陳情(第四七一七号)

一、未帰還者留守家族の援護に関する陳情(第四七二二号)

一、国立田辺病院存置に関する陳情(第四八二二号)

一、理容美容業試験および免許制度止反対等に関する陳情(第四八五五号)

一、元傷い軍人等の医療費全額国庫負担に関する陳情(第四四八号)

一、未帰還抑留者および留守家族の援護対策に関する陳情(第四七一七号)

一、元傷い軍人等の医療費全額国庫負担に関する陳情(第四四八号)

一、未帰還抑留者および留守家族の援護対策に関する陳情(第四七一七号)

一、元傷い軍人等の医療費全額国庫負担に関する陳情(第四四八号)

一、未帰還抑留者および留守家族の援護対策に関する陳情(第四七一七号)

一、元傷い軍人等の医療費全額国庫負担に関する陳情(第四四八号)

一、未帰還抑留者および留守家族の援護対策に関する陳情(第四七一七号)

一、元傷い軍人等の医療費全額国庫負担に関する陳情(第四四八号)

一、未帰還抑留者および留守家族の援護対策に関する陳情(第四七一七号)

一、元傷い軍人等の医療費全額国庫負担に関する陳情(第四四八号)

一、未帰還抑留者および留守家族の援護対策に関する陳情(第四七一七号)

一、元傷い軍人等の医療費全額国庫負担に関する陳情(第四四八号)

一、未帰還抑留者および留守家族の援護対策に関する陳情(第四七一七号)

一、元傷い軍人等の医療費全額国庫負担に関する陳情(第四四八号)

一、未帰還抑留者および留守家族の援護対策に関する陳情(第四七一七号)

一、元傷い軍人等の医療費全額国庫負担に関する陳情(第四四八号)

一、未帰還抑留者および留守家族の援護対策に関する陳情(第四七一七号)

一、元傷い軍人等の医療費全額国庫負担に関する陳情(第四四八号)

一、未帰還抑留者および留守家族の援護対策に関する陳情(第四七一七号)

一、元傷い軍人等の医療費全額国庫負担に関する陳情(第四四八号)

一、未帰還抑留者および留守家族の援護対策に関する陳情(第四七一七号)

一、元傷い軍人等の医療費全額国庫負担に関する陳情(第四四八号)

一、未帰還抑留者および留守家族の援護対策に関する陳情(第四七一七号)

一、元傷い軍人等の医療費全額国庫負担に関する陳情(第四四八号)

一、未帰還抑留者および留守家族の援護対策に関する陳情(第四七一七号)

一、元傷い軍人等の医療費全額国庫負担に関する陳情(第四四八号)

一、未帰還抑留者および留守家族の援護対策に関する陳情(第四七一七号)

一、元傷い軍人等の医療費全額国庫負担に関する陳情(第四四八号)

一、未帰還抑留者および留守家族の援護対策に関する陳情(第四七一七号)

一、元傷い軍人等の医療費全額国庫負担に関する陳情(第四四八号)

一、未帰還抑留者および留守家族の援護対策に関する陳情(第四七一七号)

一、元傷い軍人等の医療費全額国庫負担に関する陳情(第四四八号)

一、元傷い軍人等の医療費全額国庫負担に関する陳情(第四四八号)

一、未帰還抑留者および留守家族の援護対策に関する陳情(第四七一七号)

一、元傷い軍人等の医療費全額国庫負担に関する陳情(第四四八号)

一、未帰還抑留者および留守家族の援護対策に関する陳情(第四七一七号)

一、元傷い軍人等の医療費全額国庫負担に関する陳情(第四四八号)

一、未帰還抑留者および留守家族の援護対策に関する陳情(第四七一七号)

一、元傷い軍人等の医療費全額国庫負担に関する陳情(第四四八号)

一、未帰還抑留者および留守家族の援護対策に関する陳情(第四七一七号)

一、元傷い軍人等の医療費全額国庫負担に関する陳情(第四四八号)

一、未帰還抑留者および留守家族の援護対策に関する陳情(第四七一七号)

一、元傷い軍人等の医療費全額国庫負担に関する陳情(第四四八号)

一、未帰還抑留者および留守家族の援護対策に関する陳情(第四七一七号)

一、元傷い軍人等の医療費全額国庫負担に関する陳情(第四四八号)

一、未帰還抑留者および留守家族の援護対策に関する陳情(第四七一七号)

一、元傷い軍人等の医療費全額国庫負担に関する陳情(第四四八号)

一、未帰還抑留者および留守家族の援護対策に関する陳情(第四七一七号)

一、元傷い軍人等の医療費全額国庫負担に関する陳情(第四四八号)

一、未帰還抑留者および留守家族の援護対策に関する陳情(第四七一七号)

一、元傷い軍人等の医療費全額国庫負担に関する陳情(第四四八号)

政府はさきに、戦没遺族、戦傷病者の保護措置を決定したのであるが、この問題の收拾、前後処置に追われて国際的にも人道的にも極めて重要な未帰還抑留同胞とその留守家族の悲境に対する根本的考慮が拂われなかつたことは全留守家族に対し極めて深刻な衝撃を與えているから、未帰還抑留同胞の基本的人権と留守家族の生活権を確立擁護するため、すみやかに国家的処遇の措置を講ぜられたいとの請願。

第八三九号 昭和二十七年二月二十三日受理
未帰還抑留者および留守家族の保護対策に関する請願(二通)

請願者 仙台市宮城県庁内引揚促進宮城県留守家族同盟 盟内 門間正壽外一名 高橋進太郎君 愛知 一君

紹介議員 高橋進太郎君 愛知 一君

政府は戦はつ遺族および傷い者に対する保護措置を決定したが、未帰還抑留者とその留守家族の悲境に対する根本的考慮が拂われなかつたことは極めて重大な打撃を留守家族に與えているから、(一)全未帰還抑留者とその留守家族に対する適正な処遇、(二)引揚促進および留守家族保護の抜本的対策、(三)抑留中の死亡者遺族に対する適正な補償、(四)育英資金援助、国民金融公庫の援護等の措置を講ずるとともに、別にこれが立法化を図られたいとの請願。

第八六五号 昭和二十七年二月二十三日受理
未帰還抑留者および留守家族の保護対策に関する請願

請願者 京都市中京区夷川通烏丸西入在外同胞救出京都府留守家族同盟 内 山久次郎 大谷 登瀛君
この請願の趣旨は、第八三八号と同じである。

第八六六号 昭和二十七年二月二十三日受理
未帰還抑留者および留守家族の保護対策に関する請願

請願者 山形県新庄町新築西入引揚促進山形県留守家族同盟内 会津栄三郎

紹介議員 小杉 繁安君

この請願の趣旨は、第八三八号と同じである。

第八八九号 昭和二十七年二月二十三日受理
未帰還抑留者および留守家族の保護対策に関する請願

請願者 大津市白玉町二一滋賀県在外同胞救出連盟 内 大塚泰順

紹介議員 西川甚五郎君

政府は、さきに戦はつ遺族、戦傷病者の保護措置を決定したのであるが、この問題の收拾、前後処置に追われて国際的にも人道的にも極めて重要な未帰還抑留同胞とその留守家族の悲境に対する根本的考慮が拂われなかつたため、全留守家族に対して極めて深刻な衝撃を與えているから、政府は講和條約発効後自主独立の外交的手段によつて未帰還同胞救出の具体策を確立するとともにその留守家族に対して国家的処遇の途を講ぜられたいとの請願。

第八五〇号 昭和二十七年二月二十三日受理
国立明石病院存置に関する請願

請願者 兵庫県明石市大久保町 榎上修外十七名

紹介議員 榎 葉夫君

今回政府は国立病院の地方移譲を企図しているが、社会保障制度が確立されていらない現在、財政貧困な地方自治体に移譲すると財政の窮乏と相まつて必ずや医療内容の低下をきたし、経営の営利化を招来するから、国立病院の地方移譲に反対するとともに当地方における国立明石病院を存置せられたいとの請願。

第八五一号 昭和二十七年二月二十三日受理
国立福知山病院の医療施設整備に関する請願

請願者 京都府福知山市宇内記福知山地方全官公庁労働組合協議会内 芦田健太郎外七名

紹介議員 藤原 道子君

福知山市およびその周辺郡部の結核患者は深刻治療を必要とする場合大阪、京都の大学病院等へ出向き入院治療を受けている状況であり、勤労大衆は、その不便と旅費その他諸経費の負担にたえられないから、国立福知山病院に深刻治療設備をすみやかに整備せられたいとの請願。

第八五七号 昭和二十七年二月二十三日受理
国立霞ヶ浦病院存置に関する請願

請願者 茨城県土浦市長 天谷 虎之助外一名 紹介議員 郡 祐一君

今回国立病院の一部を地方に移管する由であり、土浦市下高津所在の霞ヶ浦病院もこの対象となることであるが、当病院の診療範囲は、充実完備した設備により茨城県下はもと論近県にまたがり、医療の中心として利害をこえた良心的診療により多大の恩恵を地方民に與えている。しかるにこれが移管された場合は、国庫補助金が打ち切りとなり、しかも地方財政の窮乏の現下においては必然的に診療内容の低下を招き、さらには県民の負担の増大となるから、当病院を国立として存置せられたいとの請願。

第八五八号 昭和二十七年二月二十三日受理
宮崎県岩ヶ崎町百日せき予防接種補助に関する請願

請願者 宮崎県議會議長 今野 貞亮

紹介議員 愛知 一君 高橋進太郎君

昭和二十三年十一月発生した宮崎県岩ヶ崎町における百日せき予防接種補助事件については、現在生活保護法の適用ならびに町費による扶助を行いつつあるが、同接種補助による被害者は今後長期にわたり療養の必要があり、なお死亡ならびに不具者を生じているから、国費をもつて救済措置を講じ、療養上の不安を除去せられたいとの請願。

第八六七号 昭和二十七年二月二十三日受理
あん摩はりきゆう試験制度廃止反対等に関する請願

請願者 島根県大原郡春殖村大東駅前雲南鍼灸按摩マツ

サージ師会内 足立広 縫外二十五名
紹介議員 伊達源一郎君
行政簡素化に伴うあん摩はりきゆうの試験制度の廃止は、本業の退化をきたし国民保健衛生上悪影響をおよぼすものであるから、あん摩はりきゆう試験制度の廃止には反対であるとともに、本業確立のため各種療養をあん摩はりきゆう柔道整復師法に包含せしむるより立法化せられたいとの請願。

第九四七号 昭和二十七年二月二十九日受理
あん摩はりきゆう試験制度廃止反対等に関する請願

請願者 東京都新宿区新宿三ノ二 小守良勝

紹介議員 中山 壽彦君

今回行政簡素化のため、あん摩はりきゆう師等の試験制度を廃止するやうな動きを聞くが、試験制度が廃止されると劣等なあん摩はりきゆう師が続出して同業者のレベルが低下し、ひいては、社会衛生上に悪影響をおよぼす虞れがあるから、現行の試験制度を存続するはもとより、療術師法の制定を取り止め、現行法を改正して無免許営業の絶滅を図られたいとの請願。

第八九〇号 昭和二十七年二月二十三日受理
国立病院存置に関する請願

請願者 東京都中野区新井町五一四全日本国立医療労働組合内 野村謙二外五名

紹介議員 梅津 錦一君
国立病院療養所に勤務する職員は、終職以來あらゆる辛苦に堪え、国立病院

を社会保障制度への前進の足場として努力してきたのであるが、政府がこれを地方に移譲することになれば、医療の社会性が本質的に退歩することとなり、国民の公平適切な医療を確保することができなくなるから、むしろこれを整備して公的医療機関としての使命の達成ができるよう、現在のまま存置せられたいとの請願。

第九〇五号 昭和二十七年二月二十七日受理

国立病院存置に関する請願
請願者 東京都世田ヶ谷大蔵町
国立大蔵病院内 蒲吉
次外二百四十三名

紹介議員 梅津 錦一君

国立病院は、復員患者、生活困窮者等の診療はもとより一般民衆の医療機関としてなくてはならぬ機関となつてゐる。しかるに最近政府は、財政的理由より国立病院の地方移譲を予定している由であるが、これが実現は、医療の社会性を本質的に退歩させる結果となるから、国民の公平適切な医療を確保するため、国立病院を存続するとともに一層整備せられたいとの請願。

第九一八号 昭和二十七年二月二十七日受理

国立病院存続に関する請願
請願者 滋賀県議会議長 堀江 喜一

紹介議員 西川基五郎君

政府は今回国立病院の地方移譲を計画の中の一であるが、もし実現すれば、患者の負担は増大し、医療内容は低下し、公的医療機関としての存在価値を失い、医療社会事業の退歩となり、文

化国家再建の施策に逆行するばかりでなく、極度に窮乏している地方財政に拍車をかける結果となるから、国立病院の地方移譲は絶対反対であるとの請願。

第八九一号 昭和二十七年二月二十七日受理

国立郡山病院飯坂分院を仙合病院の分院とする等の請願
請願者 福島県信夫郡飯坂町原
口二国立郡山病院飯坂
分院内 酒井清治外三
千三百九十八名

紹介議員 堂森 芳夫君 相馬 助治君

郡山病院飯坂分院は発足以来いくたの支障を生じ、設備費不十分のため炊事冷蔵庫なく、貧困の被服も不足し、電気治療設備の遊休等をきたしているから、今後当分院の経営刷新のため国立仙合病院の飯坂分院とされたいとも、一方国立病院の地方移譲は時代錯誤の措置であるから、国立病院はあくまで存置せられたいとの請願。

第九〇六号 昭和二十七年二月二十七日受理

国立松江病院存置に関する請願
請願者 島根県松江郡平田町
木佐徳之助

紹介議員 河崎 ナツ君

国立松江病院は、島根県平田町地方唯一の医療機関であるから、地方における医療施設を確保するため、現在通り国営として存置せられたい。なお国立病院の合理的運営を図るため、国立病院の特別会計制度ならびに独立採算制には絶対反対であるとの請願。

第九一五号 昭和二十七年二月二十七日受理

国立伊東病院存置に関する請願
請願者 静岡県伊東市鎌田二二
二国立伊東温泉病院
内宮城松和外九十一名

紹介議員 井上なつみ君

政府は今回伊東病院を地方に移管するよしであるが、温泉病院中国立病院として存置せられるものは別府・山中の阿病院にとどまり、関東、東海を通じても最も人口の密度の大きい地域に存置せられないのはむしろ諒解に苦しむところであり、地の利・気候の關係から是非とも当病院を現在のまま国立病院として存置せられたいとの請願。

第九三七号 昭和二十七年二月二十八日受理

国立久留米病院存置に関する請願
請願者 福岡県久留米市国分町
八六六 平敷安正

紹介議員 國 伊能君

現在、国立病院には特別会計制が施行され、二割の国庫補助が與えられてゐるが、その收支はかりうじて特別会計制を維持している状態である。なお実際の経営には、回転資金として毎年度前期に約千二百万円を要し、施設土地等の必要経費を合せて約一億円の整備費を要している。しかるにこれを窮乏の極にある地方財政にゆだねるときは、国民の医療制度を破壊する結果となるから、国立久留米病院を現在通り国営として存置せられたいとの請願。

第九三八号 昭和二十七年二月二十八日受理

新潟県の結核病床増設等に関する請願
請願者 新潟県東頸城郡牧村
長 西山篤郎外五名
(六通)

紹介議員 下條 恭兵君

新潟県における結核に対する医療機関は、七箇所の国立療養所と三箇所の国立病院および三十一箇所の県立病院があるが、最近本県の結核患者が激増し、入院できない患者が五千名以上に達する憂慮すべき状態にある。加うるに政府はこれ等の医療機関に対し補助を打ち切るため、国立病院の拂下げを計画され、公的な医療機関を失うことになるばかりでなく公的な医療機関を造り上げようとしている新潟県立病院の運営にも影響を及ぼすことになるから、むしろ(一)県立病院を充実し、公的医療機関とするため一定の補助を出すこと、(二)国立病院をさらに整備拡充すること等をすみやかに具現せられたいとの請願。

第九五四号 昭和二十七年二月二十七日受理

母子福祉法制定に関する請願
請願者 鳥取県東伯郡津村
井口壽賀野外六百十六名

紹介議員 中田 吉雄君

講和條約の調印も成り、ようやく国民待望の戦争犠牲者援護対策が急速に実現されようとしているとき、母子世帯がいまだ国家社会から忘れられ、母子家庭は育成途上にある子女を抱え生活苦に悩んでいるから、すみやかに母子福祉法を制定せられたいとの請願。

第九六〇号 昭和二十七年二月二十九日受理

児童福祉法による措置費国庫補助復元の請願
請願者 福島市福島保館保育
所内 藤巻栄作

紹介議員 石原幹市郎君

児童福祉法関係の経費を、平衡交付金制度から特別補助金制度に改め、従来通り国費十分の八、地方費十分の二に復活せられたいとの請願。

第九六一号 昭和二十七年二月二十九日受理

美容師法存続に関する請願
請願者 愛媛県松山市北京町愛
媛美容師連合会内
一色保徳

紹介議員 玉柳 實君

美容師法の制定により美容師、美容師が公衆衛生に寄與することができ、また資質向上の途上にあるとき、美容師美容師法が廃止され、無資格者が業に従事することができるようになることは、社会衛生上はなほ大寒心にあたらないから、同法を存続せられたいとの請願。

第九六五号 昭和二十七年二月二十九日受理

新潟県の結核病床増設等に関する請願
請願者 新潟県柏崎市批把島
一、四八三日本石油分
館組合柏崎支部内 田
川信衛外五十九名

紹介議員 下條 恭兵君

この請願の趣旨は、第九三八号と同じである。

第四一六号 昭和二十七年二月二十三日受理

国立病院の地方移管反対等に関する陳情

陳情者 山口県議會議長 二木謙吾

行政機構の改革に伴い、地方国立病院の府県移管について、既に地方別にその内容を発表せられたが、これは地方の実情を無視した一方的な非民主的な抑圧で、地方自治の自主性を破壊するものにはかならないから、国立病院の地方移管に反対である。また地方移管を強行されるなら国立病院の内容、機構、設備を充実して、地方財政の負担を伴わない程度に実現せられたいとの陳情。

第四二〇号 昭和二十七年二月二十三日受理

戦争犠牲者遺族の国家補償に関する陳情

陳情者 山口県議會議長 二木謙吾

政府および国会は戦争犠牲者に対する国家補償について逐次具体化しつつあるが、未だ精神的、経済的に全きを期していないから、戦争犠牲者遺族に対する国家補償について鋭意努力せられたいとの陳情。

第四四六号 昭和二十七年二月二十六日受理

戦争犠牲者遺族の国家補償に関する陳情

陳情者 岡山県知事郡前町長 林弘平外二十六名

悲惨なる敗戦に伴い国家公務に殉じた二百万の英霊ならびに遺家族に対する

補償は、当然国家国民が負わねばならないのに、終戦後六箇年になる今日未だ実現しないのは遺憾である。しかして今国会でやうやくその実現をみんとするときは閣議決定案をはじめ各省案が検討されているが、これ等は遺族の実態に副わないから、戦争犠牲者遺族の国家補償については国家経済の許す範囲において充分再検討せられたいとの陳情。

第四六六号 昭和二十七年二月二十八日受理

戦争犠牲者遺族の国家補償に関する陳情

陳情者 静岡県議會議長 本杉亮平

今回戦争犠牲者に対する援護対策として予算措置ならびに立法措置がとられるようになったが、いまなお連日および中共には三十数万の抑留者がおり、これら抑留者ならびに留守家族に支拂われている補償額は誠に少額であり、また何等の補償を受けていないその他一般邦人が相当多数あるから、すみやかにこれ等の者に対する補償額を増額せられると共に、支給範囲を拡大する措置を講ぜられたいとの陳情。

第四二一号 昭和二十七年二月二十三日受理

日本医療団解散に伴う清算剰余金還元配分の陳情

陳情者 山口県議會議長 二木謙吾

地方公共団体は、日本医療団の解散に際し、その経営に係る一般医療施設の地方移管について、国民医療確保の見地から公的医療機関としての使命達成

のために多大の犠牲を拂つて繼承し、鋭意これが整備拡充に努めてきたが、地方財政の負担はいまや極度に達し今後事業の遂行は起債による財源ねん出の外方途のない現状である。然るに日本医療団の清算に当り清算剰余金が数億に上るとのことであるから、国民医療の完成のためにこの際この剰余金を地方に還付する措置を講ぜられたいとの陳情。

第四四七号 昭和二十七年二月二十六日受理

戦争犠牲者国家補償法制定に関する陳情(三通)

陳情者 宮城県桃生郡前谷地村議會議長 佐藤盛爾外三名

政府において準備中の戦争犠牲者救護の対象の中に、未帰還抑留者および留守家族が除外されているが、これ等にとらわれている救護措置の現行法令では多くの制限を受け、支給額が不当に低額で現状に即しないものであるから、戦争犠牲者救護法対象の中に抑留者および留守家族の処遇を包含して、すみやかに、かつ完全な国家補償立法化の措置を講ぜられたいとの陳情。

第四四八号 昭和二十七年二月二十六日受理

元傷い軍人等の医療費全額国庫負担に関する陳情

陳情者 福井県三方郡八村国立福井療養所内湖寮会内 成徳勝四郎外五十名

結核その他長期療養を必要として入院中の戦傷者およびその家族は、経済的困窮のため、完治するまで療養を続けることができず、病状の悪化あるいは

療養中途の退所等その実情は悲惨を極めていから、講和條約の発効を機会に元傷い軍人ならびに戦争犠牲者遺族の医療費を全額国庫負担とせられたいとの陳情。

第四七一号 昭和二十七年二月二十八日受理

未帰還抑留者および留守家族の援護対策に関する陳情

陳情者 長野県諏訪市大手町一 島立広次

政府は、さきに戦傷者遺族、戦傷病者の援護措置を決定されたのであるが、この問題の收拾、前後処理に迫られて国際的にも人道的にも極めて重要な未帰還抑留者とその留守家族の悲境に對する根本的考慮が拂われなかつたため、全留守家族に對して極めて深刻な衝撃を與えているから、政府は講和條約発効後自主独立の外交的手段によつて未帰還同胞救出の具体策を確立するとともにその留守家族に對して国家的処遇の途を講ぜられたいとの陳情。

第四七二号 昭和二十七年二月二十八日受理

未帰還者留守家族の援護に関する陳情

陳情者 東京都議會議長 菊池民一

政府は、今次国会に軍人軍属の遺族ならびに戦傷病者対象とするいわゆる戦争犠牲者国家補償法案を提出するやに聞か、一方外地抑留未帰還者に對しては、現在未復員者給與法および特別未帰還者給與法により若干の給與措置が講ぜられているだけで留守家族の多くは永年にわたる生活に困窮し苦難の状態にあるから、これらの留守家族

に對しても遺族同様物心両面にわたる強力にして有効適切な援護措置を講ぜられたいとの陳情。

第四八二号 昭和二十七年二月二十八日受理

国立田辺病院存置に関する陳情

陳情者 和歌山県田辺市長 小森嘉一

最近国立病院の地方移管が伝えられているが、国立田辺病院は、紀南三十万民衆に對する唯一の国家医療施設として完成途上にあるが今これをいかに地方に移管することは、同地方住民の信頼に背く結果となるばかりでなく、現下の社会政策的見地からも時代逆行であるから、国立田辺病院を現在通り国營として存置せられたいとの陳情。

第四八五号 昭和二十七年二月二十九日受理

理容美容業試験および免許制廃止反對等に関する陳情

陳情者 岐阜県大垣市本町二ノ七 岐阜県理容師協同組合理事長 土屋賢造

政府は、行政事務の簡素化を図るため、理容美容業、試験制度の廃止を考えている由であるが、公衆衛生を業務内容とする理容美容師等の試験免許制を廃止することは、非衛生的な理容師、美容師を濫進することとなり、国民の公衆保健衛生に悪影響があるから、従来通り試験免許制度を存続せられたいとの陳情。

三月十二日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

戦傷病者戦没者遺族等援護法案

戦傷病者戦没者遺族等援護法案
戦傷病者戦没者遺族等援護法

目次

第一章 総則（第一條―第六條）

第二章 援護

第一節 戦傷病者等に対する援護（第七條―第二十二條）

第二節 戦没者遺族等に対する援護（第二十三條―第三十九條）

第三章 不服の申立（第四十條―第四十二條）

第四章 雑則（第四十三條―第五十一條）

附則

第一章 総則

（この法律の目的）

第一條 この法律は、軍人軍属の公務上の負傷若しくは疾病又は死亡に關し、年金又は一時金を支給すること等により、軍人軍属であつた者又はこれらの者の遺族を援護することを目的とする。

（軍人軍属）

第二條 この法律において、「軍人軍属」とは、左に掲げる者をいう。

一 恩給法の特例に關する件（昭和二十一年勅令第六十八号）第一條に規定する軍人及び準軍人並びに内閣總理大臣の定める者以外のもの陸軍又は海軍部内の公務員又は公務員に準すべき者（以下「軍人」という。）

二 もとの陸軍又は海軍部内の有給の嘱託員、雇員、よゝ人、工員又は傭員（死亡した後に於いて、死亡の際に及してこれらの身分を取得した者を除く。以下「軍属」という。）

第三條 この法律において、「在職期間」とは、左に掲げる期間をいう。

一 軍人については、恩給法の一部を改正する法律（昭和二十一年法律第三十一号）による改正前の恩給法（大正十二年法律第四十八号）の規定による就職から退職（復員を含む）までの期間

二 軍属については、昭和十六年十二月八日以後、戦地に於ける勤務を命ぜられた日から当該勤務を解かれた日までの期間及び昭和二十年九月二日以後引き続き海外に於て復員するまでの期間

前項第二号に規定する戦地の区域及びその区域が戦地であつた期間は、政令で定める。

（公務員等の範囲）

第四條 軍人が負傷し、又は疾病にかつた場合において、恩給法の規定により当該負傷又は疾病を公務によるものとみなすとき、及び軍人たる特別の事情に關連して不慮の災難により負傷し、又は疾病にかかり、援護審査会において公務

による負傷又は疾病と同視すべきものと議決したときは、この法律の適用については、公務上負傷し、又は疾病にかつたものとみなす。

第五條 この法律による援護は、左の通りとする。

一 障害年金の支給

二 更生医療の給付

三 補給具等の支給

四 国立保養所への收容

五 遺族年金の支給

六 遺族一時金の支給

（裁定）

第六條 障害年金、遺族年金又は遺族一時金を受ける権利の裁定は、これらの援護を受けようとする者の請求に基いて厚生大臣が行う。

第二章 援護

第一節 戦傷病者等に対する援護

（障害年金の支給）

第七條 軍人軍属であつた者が在職期間（もとの陸軍の見習士官又はもとの海軍の候補生若しくは見習尉官については、これらの者がその身分を有していた期間。この節中以下同じ。）内に公務上負傷し、又は疾病にかかり、この法律の施

行の際（左の各号の一に規定する者については、当該各号に掲げる日）、当該負傷又は疾病により恩給法別表第一号表ノ四の特別項症から第六項症に定める程度の不具廃疾の状態にある場合において、その者にその不具廃疾の程度に於て障害年金を支給する。

一 この法律の施行後復員する者で、その復員の日について当該負傷又は疾病がなつてゐるものについては、その復員の日

二 この法律の施行後未復員者給與法（昭和二十二年法律第八十二号）第八條の二の規定により療養を受けることができる者については、当該負傷若しくは疾病がなつた日又はなおらな

いである規定により療養を受けることができる期間を経過した日

軍人軍属であつた者が在職期間内に、公務上負傷し、又は疾病にかつた場合において、この法律の施行後（前項各号の一に規定する者については、当該各号に掲げる日以後）において、当該負傷又は疾病により同項に規定する程度の不具廃疾の状態になつたときは、援護審査会の議決により、その者にその不具廃疾の程度に於て障害年金を支給する。

前二項の場合において、軍属であつた者に対しては、その不具廃疾が昭和二十年九月二日前に生じた負傷又は疾病によるものであるときは、当該負傷又は疾病が戦時

災害によるものである場合に限り、障害年金を支給する。

（障害年金の額）

第八條 障害年金の額は、左の表の通りとする。

不具廃疾の程度

年金額

特別項症

六六、〇〇〇円

第一項症

五四、〇〇〇円

第二項症

四八、〇〇〇円

第三項症

四二、〇〇〇円

第四項症

三六、〇〇〇円

第五項症

三〇、〇〇〇円

第六項症

二四、〇〇〇円

（期限つき障害年金）

第九條 厚生大臣は、障害年金を受ける権利の裁定を行つたにあつて、将来、その不具廃疾が回復し、又はその程度が低下することがあると認めるときは、障害年金を受ける権利に五年以内の期限を附することが出来る。

前項の期限の到来前六月前までに不具廃疾が回復しない者で、その不具廃疾の程度がなお第七條第一項に規定する程度であるものには、引き続き相当の障害年金を支給する。この場合においては、さらに前項の規定を適用することを妨げない。

（障害年金の額の改定）

第十條 厚生大臣は、障害年金の支給を受けてゐる者の不具廃疾の程度が増進し、又は低下した場合に

おいては、その程度に於いて当該
障害年金の額を改定する。

2 不具慶疾の程度が増進したこと
による障害年金の額の改定は、当
該障害年金の支給を受けている者
の請求に基づいて行ふ。

3 第一項の規定による障害年金の
額の改定は、援護審査会の議決を
経て行われなければならない。

(障害年金の支給を受けることが
できない者)

第十一條 左に掲げる者には、障害
年金を支給しない。

一 重大な過失によつて公務上負
傷し、又は疾病にかかり、これ
により不具慶疾となつた者

二 第七條第一項に規定する程度
の不具慶疾の状態になつた日に
おいて、日本の国籍を有しない
者

三 第七條第一項に規定する程度
の不具慶疾の状態になつた日以
後、この法律の施行前に、第十
四條第一項第二号から第四号ま
での一に該当した者

(障害年金の減額及び控除)
第十二條 障害年金の支給を受け
ている者が第二十二條の規定によ
り国立保養所に收容された場合
においては、その者が收容されて
いる間、政令の定めるところによ
り、その者に支給する障害年金に
つきその一部を減額することがで
きる。

2 恩給法の特例に関する件又は未
復員者給與法の規定により傷病
金又は障害一時金を受けた者が、
同一の事由によつて障害年金の支

給を受ける場合においては、政令
の定めるところにより、その者に
支給する障害年金の額から、既に
受けた傷病金又は障害一時金の
額に相当する額の全部又は一部を
控除することができる。

(障害年金の始期及び終期)

第十三條 障害年金の支給は、第七
條第一項の規定により支給するも
のについては、昭和二十七年四月
(同項各号の一に規定する者に支
給するものについては、当該各号
に掲げる日の属する月の翌月)か
ら、同條第二項の規定により支給
するものについては、同項に規定
する議決があつた日の属する月の
翌月から始め、権利が消滅した日
の属する月で終る。

2 第十條第一項の規定により、障
害年金の額を改定した場合におい
て、改定された額による障害年金
の支給は、同條第三項に規定する
議決があつた日の属する月の翌月
から始める。

(障害年金を受ける権利の消滅)
第十四條 障害年金を受ける権利を
有する者が、左の各号の一に該当
するときは、当該障害年金を受け
る権利は、消滅する。

一 死亡したとき。

二 死刑又は無期若しくは三年を
こえる懲役若しくは禁錮の刑に
処せられたとき。

三 在職期間内における職務に関
する犯罪(過失犯を除く)に
より、禁錮以上の刑に処せられ
たとき。

四 日本の国籍を失つたとき。

五 厚生大臣によつて第七條第一
項に規定する程度の不具慶疾の
状態がなくなつたものと認定さ
れたとき。

2 厚生大臣は、前項第五号の認定
をするにあつては、援護審査会
の議決を経なければならない。

(障害年金の支給停止)

第十五條 障害年金を受ける権利を
有する者が、三年以下の懲役又は
禁錮の刑に処せられたときは、そ
の日の属する月の翌月から、その
刑の執行を終り、又は執行を受け
ることがなくなる日の属する月ま
で、その者に支給すべき障害年金
の支給を停止する。但し、刑の執
行猶予の言渡を受けたときは、こ
の限りでない。

2 前項但書の場合において、刑の
執行猶予の言渡を取り消されたと
きは、取消の日の属する月の翌月
から、刑の執行を終り、又は執行
を受けることがなくなる日の属す
る月まで、その者に支給すべき障
害年金の支給を停止する。

3 禁錮以上の刑に処せられた者
が、その執行を終り、又は執行を
受けることがなくなる前に障害年
金を受ける権利を有するに至つた
ときは、その執行を終り、又は執
行を受けることがなくなる日の属
する月まで、その者に支給すべき
障害年金の支給を停止する。

4 第二項の規定は、前項但書の場
合に準用する。

(障害年金を受ける権利の受継)
第十六條 障害年金を受ける権利を
有する者が死亡した場合におい
て、その者に支給すべき障害年金
であつて、その者の死亡前に支給
していないものがあるときは、死
亡した者の相続人は、自己の名で
死亡した者の障害年金の支給を請
求することができる。

2 前項の場合において、死亡した
者がその死亡前に障害年金の請求
をしていなかったときは、死亡し
た者の相続人は、自己の名で、死
亡した者の障害年金を請求するこ
とができる。

3 前二項の場合において、同順位
の相続人が数人あるときは、その
一人のした障害年金の請求又はそ
の支給の請求は、全員のためその
金額につきしたものとみなし、そ
の一人に対してした障害年金を受
ける権利の裁定又はその支給は、
全員に対してしたものとみなす。

(更生医療の給付)
第十七條 厚生大臣は、軍人軍属で
あつた者が在職期間内に公務上負
傷し、又は疾病にかかり、これによ
り政令で定める程度以上の視力障
害、聴力障害、肢体不自由又は中
枢神経機能障害の状態にあるもの
が、その職業能力を回復し、その
他更生するために再手術等の治療
が必要であると認めるときは、そ
の者の申請により、更生医療の給
付を行うことができる。

2 更生医療の給付は、左の通りと
する。

一 診療

二 薬剤又は治療材料の支給

三 医学的処置、手術及びその他
の治療並びに施術

四 病院への收容

五 看護

六 移送

3 更生医療の給付は、厚生大臣の
指定する医療機関(以下指定医療
機関という)において、行ふも
のとする。

(診療方針及び診療報酬)

第十八條 指定医療機関の診療方針
及び診療報酬は、健康保険の診療
方針及び診療報酬の例によるもの
とする。

2 前項に規定する診療方針及び診
療報酬によることができないと
き、及びこれによることが適当で
ないときの診療方針及び診療報酬
は、厚生大臣の定めるところによ
る。

(医療費審査)

第十九條 厚生大臣は、指定医療機
関の診療内容及び診療報酬の請求
を随時審査し、且つ、指定医療機
関が前條の規定によつて請求する
ことのできる診療報酬の額を決定
することができる。

2 指定医療機関は、厚生大臣の行
う前項の決定に従わなければなら
ない。

3 厚生大臣は、第一項の規定によ
り指定医療機関が請求することの
できる診療報酬の額を決定するに
あたつては、社会保険診療報酬支
拂基金法(昭和二十三年法律第百
二十九号)に定める審査委員会又
は医療に関する審査機関で厚生省
令で定めるものの意見をきかなけ
ればならない。

(報告の請求及び検査)

第二十條 厚生大臣は、前條第一項の審査のため必要があるときは、指定医療機関の管理者に対して必要な報告を求め、又は当該職員をして、指定医療機関について、その管理者の同意を得て、実地に診療録その他の帳簿書類を検査させることができる。

2 指定医療機関の管理者が、正当な理由がなく、前項の報告の求めに応ぜず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の同意を拒んだときは、厚生大臣は、当該指定医療機関に対する診療報酬の支拂を一時差し止めることができる。

(補給具等の支給)

第二十一條 厚生大臣は、軍人軍属であつた者で在職期間内に公務上負傷し、又は疾病にかかり、これにより政令で定める程度以上の視力障害、聴力障害、肢体不自由又は中樞神経機能障害の状態にあるものにつき、必要があると認めるときは、その者の申請により、盲人安全つえ若しくは補給具を支給し、又はこれを修理することができ

2 厚生大臣は、特別の事由がある場合においては、前項の支給又は修理に代えて、盲人安全つえ又は補給具の購入又は修理に要する費用を支給することができる。

(国立保養所への収容)

第二十二條 厚生大臣は、障害年金を受ける権利を有する者で重度の不具廃疾の状態にあるものを、その者の申請により、国立保養所に収容することができる。

第二節 戦没者遺族等に対する援護

(遺族年金の支給)

第二十三條 左に掲げる遺族には、遺族年金を支給する。

一 在職期間内に公務上負傷し、又は疾病にかかり、在職期間内又は在職期間経過後に、これにより死亡した軍人軍属又は軍人軍属であつた者の遺族

二 障害年金又は軍人たるによる増加恩給(その支給事由である負傷又は疾病による不具廃疾の程度が第七條第一項に規定する程度であるものに限り)を受け、その権利を有するに至つた後、その権利を失ふことなく、当該障害年金又は増加恩給の支給事由である負傷又は疾病以外の事由により死亡した軍人軍属又は軍人軍属であつた者の遺族

2 軍属又は軍属であつた者の遺族に対しては、前項第一号に規定する負傷又は疾病が昭和二十年九月二日前に生じたものであるときは、当該負傷又は疾病が戦時災害によるものである場合に限り、遺族年金を支給する。

(遺族の範囲)

第二十四條 遺族年金を受けるべき遺族の範囲は、死亡した者の死亡の当時における配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。以下同じ。)、子、父、母、孫、祖父及び祖母で、死亡した者の死亡の当時日本の国籍を有し、且つ、その者によつて生計を維持し、又はその者と生計をともにし

ていたもの(死亡した者の死亡の当時、その者の軍人軍属たることによる勤務がなかつたならば、これらの條件に該当していたものと認められるものを含む。以下同じ。)とする。

2 死亡した者の死亡の当時胎児であつた子が出生し、且つ、出生によつて日本の国籍を取得したときは、将来に向つて、その子は、死亡した者の死亡の当時日本の国籍を有し、且つ、その者によつて生計を維持し、又はその者と生計をともにしていた子とみなす。

(夫、子、父、母、孫、祖父及び祖母に対する遺族年金の支給条件) 第二十五條 夫、子、父、母、孫、祖父又は祖母については、遺族年金は、これらの遺族がこの法律の施行の際(死亡した者の死亡の日が、この法律の施行後であるときは、その死亡の日)、それぞれ左の各号に規定する條件に該当する場合及びその後はじめてそれぞれこれらの條件に該当するに至つた場合に支給する。

一 夫については、不具廃疾であつて、生活資料を得ることができないこと。

二 子については、十八歳未満であつて、配偶者がなく、又は不具廃疾であつて、生活資料を得ることができないこと。

三 父及び母については、六十歳以上であること、又は不具廃疾であつて、生活資料を得ることができないこと。

その者を扶養することができる直系血族がないこと、又は不具廃疾であつて、生活資料を得ることができず、且つ、その者を扶養することができる直系血族がないこと。

五 祖父及び祖母については、六十歳以上であつて、その者を扶養することができる直系血族がないこと、又は不具廃疾であつて、生活資料を得ることができず、且つ、その者を扶養することができる直系血族がないこと。

(遺族年金の額)

第二十六條 遺族年金の額は、配偶者については、一万円、子、父、母、孫、祖父及び祖母については、一人につき五千円とする。

(遺族年金の額の特別)

第二十七條 前條の規定にかかわらず、第二十三條第一項第二号に掲げる遺族に支給する遺族年金の額は、前條に定める額の十分の六に相当する額とする。

2 前項に規定する遺族に遺族年金を支給する場合において、遺族全員に対して支給すべき遺族年金の総額が二万四千円をこえるときは、各遺族に支給すべき遺族年金の額は、同項の規定にかかわらず、二万四千円を、同項の規定により各遺族に支給すべき遺族年金の額の割合にあん分して得た額とする。

(遺族年金受給権者数人ある場合の請求)

第二十八條 同一の支給事由により遺族年金を受ける権利を有する者が数人ある場合においては、これらの者は、全員のために、そのうち一人を選定して、当該遺族年金の請求又はその支給の請求を行わなければならない。但し、世帯を異にする等やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

(遺族年金の支給を受けることができる者)

第二十九條 左に掲げる遺族には、遺族年金を支給しない。

一 重大な過失によつて公務上負傷し、又は疾病にかかり、これにより死亡した者の遺族

(遺族年金の始期及び終期)

第三十條 遺族年金の支給は、昭和二十七年四月(死亡した者の死亡の日がこの法律の施行後であるときは、その死亡の日の属する月の翌月)から始め、権利が消滅した日の属する月で終る。

2 前項の規定にかかわらず、遺族が死亡した者の死亡の日の属する月の翌月以後第二十五條各号の一に規定する條件に該当するに至つたことによつて支給する遺族年金については、その支給は、同條各号の一に規定する條件に該当するに至つた日の属する月から始め

(遺族年金受給権の消滅)

第三十一條 遺族年金を受ける権利

を有する者が、左の各号の一に該当するときは、当該遺族年金を受ける権利は、消滅する。

一 死亡したとき。

二 死刑又は無期若しくは三年をこえる懲役若しくは禁錮の刑に処せられたとき。

三 日本の国籍を失つたとき。

四 離縁によつて、死亡した者と親族関係が終了したとき。

五 夫、子、父、母、孫、祖父及び祖母については、第二十五條各号に規定する條件に該当しなかつたとき。

六 配偶者については、婚姻（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情に入つてゐると認められる場合を含む。以下同じ。）したとき、又は第二十四條第一項に規定する者及び死亡した者の兄弟姉妹で、死亡した者の死亡の当時、その者によつて生計を維持し、又はその者と生計をともにしていたものの以外の者の養子となつたとき。

七 子及び孫については、第二十四條第一項に規定する者及び死亡した者の兄弟姉妹で、死亡した者の死亡の当時、その者によつて生計を維持し、又はその者と生計をともにしていたものの以外の者の養子となつたとき。

八 父、母、祖父又は祖母が婚姻したとき。

（併給の禁止）

第三十二條 二以上の遺族年金を受ける権利を有する者には、左の區別により、その一を支給する。

一 額が異なるときは、そのうち

最高額のものを

二 額が同じであるときは、当該遺族年金を受ける権利を有する者が選ぶもの

（準用規定）

第三十三條 第十五條及び第十六條の規定は、遺族年金の支給に準用する。

（遺族一時金の支給）

第三十四條 昭和十六年十二月八日以後における在職期間内に、公務上負傷し、又は疾病にかかり、在職期間内又は在職期間経過後、これにより、死亡した軍人軍属又は軍人軍属であつた者の遺族には、遺族一時金を支給する。

2 第二十三條第二項の規定は、前項の場合に準用する。

（遺族の範囲）

第三十五條 遺族一時金を受けるべき遺族の範囲は、死亡した者の死亡の当時における配偶者、子、父母、孫及び祖父母で、死亡した者の死亡の当時、日本の国籍を有し、且つ、その者によつて生計を維持し、又はその者と生計をともにしていたものとする。但し、夫、子及び孫については、この法律の施行の際（死亡した者の死亡の日）がこの法律の施行後であるときは、その死亡の日、それぞれ第二十五條第一号、第二号又は第四号に規定する條件に該当する場合に限る。

2 第二十四條第二項の規定は、前項の場合に準用する。

（遺族の順位）

第三十六條 遺族一時金を受けるべき遺族の順位は、前條第一項本文

に規定する順序とする。但し、父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

（遺族一時金の額及び記名国債の交付）

第三十七條 遺族一時金の額は、死亡した者一人につき五万円とし、十年以内に償還すべき記名国債をもつて交付する。

2 前項の規定により交付するた

め、政府は、必要な金額を限度として国債を発行することができ

る。

3 前項の規定により発行する国債の利率は、年六分とする。

4 第二項の規定により発行する国債については、政令で定める場合を除く外、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができない。

5 前四項に定めるものの外、第二項の規定によつて発行する国債に

関し必要な事項は、大蔵省令で定める。

（遺族一時金の支給を受けることができない者）

第三十八條 左に掲げる遺族には、遺族一時金を支給しない。

一 重大な過失によつて公務上負傷し、又は疾病にかかり、これにより死亡した者の遺族

二 死亡した者の死亡の日以後、第三十一條第二号から第四号まで又は第六号から第八号までの一に該当した遺族

三 禁錮以上の刑に処せられ、そ

の執行を終り、又は執行を受けることがなくなるまでの遺族（刑の執行猶予の言渡を受けた遺族を除く。）

（準用規定）

第三十九條 第十六條第三項の規定は、遺族一時金を受けるべき同順位の遺族が数人ある場合において、同條の規定は、遺族一時金を受ける権利を有する者が死亡した場合において、それぞれ遺族一時金の請求又はその支給の請求について準用する。

第三章 不服の申立

（不服の申立）

第四十條 障害年金、遺族年金又は遺族一時金に関する処分が不服がある者は、その処分の通知を受けた日から一年以内に、書面で厚生大臣に不服の申立をすることができ

る。

2 前項の規定による不服の申立は、時効の中断については、裁判上の請求とみなす。

3 厚生大臣は、特にやむを得ない事由があると認めるときは、第一項の期間を経過した後においても、不服の申立を受理することができ

る。

（裁決）

第四十一條 厚生大臣は、不服の申立を受けたときは、必要な審査を行い、すみやかに裁決をし、不服の申立をした者にこれを通知しなければならぬ。

2 前項の規定により厚生大臣が裁決を行うにあつては、援護審査会の意見をきかなければならぬ。

（政令への委任）

第四十二條 前二條に定めるものの外、不服の申立、審査及び裁決の手續に關して必要な事項は、政令で定める。

第四章 雜則

（年金の支給期月）

第四十三條 障害年金及び遺族年金は、政令で定める期月に、それぞれその前月分までを支給する。但し、前支給期月に支給すべきであつた年金又は年金を受ける権利を有する者がその権利を失つた場合におけるその期の年金は、支給期月でない時期においても、支給する。

（受給権調査）

第四十四條 厚生大臣は、障害年金又は遺族年金の支給を受けている者について必要があるとき認めるときは、その身分関係の異動及び不具慶疾の状態に關してその者に必要な書類の提出を命ずることができ

る。

2 厚生大臣は、障害年金又は遺族年金の支給を受けている者について不具慶疾の状態を調査するため必要があるとき認めるときは、その者に医師の診断を受けるべきことを命ずることができ

る。

3 厚生大臣は、正当の理由がなく、第一項に規定する書類を提出せず、又は前項の診断を受けない者に對しては、障害年金又は遺族年金の支給を一時差し止めることができる。

（時効）

第四十五條 障害年金、遺族年金又は遺族一時金を受ける権利は、七

年間行われぬときは、時効によつて消滅する。

(遺族又は担保の禁止)

第四十六條 障害年金、遺族年金又は遺族一時金を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供することができない。

(差押の禁止)

第四十七條 障害年金、遺族年金又は遺族一時金を受ける権利及び第三十七條に規定する国債は、差し押さへることができない。但し、国税徴収法(明治三十年法律第二十一号)又は国税徴収の例による場合においては、この限りでない。

(非課税)

第四十八條 障害年金、第十七條又は第二十一條の規定により支給を受ける金品及び遺族一時金並びに第三十七條に規定する国債につき遺族又はその相続人が受ける利子及びこれらの者の当該国債の譲渡による所得については、所得税を課さない。

2 援護に関する書類には、印紙税を課さない。

(年金の支拂)

第四十九條 障害年金及び遺族年金の支拂に関する事務は、郵政大臣が取り扱うものとする。

2 厚生大臣は、前項の支拂に必要な資金を郵政大臣の指定する出納官吏に交付しなければならぬ。

(権限又は事務の委任)

第五十條 この法律に定める厚生大臣の権限又は権限に属する事務であつて、政令で定めるものは、政令で定めるところにより、都道府県知事又は身体障害者福祉法(昭和

二十四年法律第二百八十三号)に規定する援護の実施機関が行う。

(省令への委任)

第五十一條 この法律に特別の規定がある場合を除く外、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、省令で定める。

附 則

1 この法律は、昭和二十七年四月一日から施行する。

2 戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)の適用を受けない者については、当分の間、この法律を適用しない。

3 この法律の施行の際、軍人たるによる増加恩給を受ける権利の裁定を受けている者については、その不具喪疾の程度に應ずる障害年金を受ける権利につき、厚生大臣の裁定があつたものとみなす。この法律の施行後に軍人たるによる増加恩給を受ける権利の裁定を受けた者についても同様とする。

4 前項の場合において、当該増加恩給が恩給法第五十條第一項の規定による有期のものであるときは、前項の規定により裁定があつたものとみなされた障害年金については、その期間(その期間の一部がこの法律の施行前に経過したものであるときは、その残期間)につき、第九條第一項の規定による期限が附せられたものとする。

5 軍人たるによる増加恩給を受けることができる者に対する同一の事由による障害年金は、その増加恩給を受ける権利につき裁定があつた場合には、この限りでない。

6 第三項の場合においては、増加恩給と障害年金を併給しないので、障害年金の額が増加恩給の額をこえるときは、障害年金のみを、その他のときは、増加恩給のみを支拂うものとする。但し、障害年金の額が増加恩給の額をこえる場合において、その増加恩給につき担保権が設定されているときは、その担保権が存続する間は、この限りでない。この場合においては、その担保権が存続する間、その者に支給すべき障害年金の額から増加恩給の額に相当する額を控除するものとする。

7 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)の規定による障害年金又は遺族年金の支給を受けている者が、同一の事由により、この法律の規定による障害年金又は遺族年金を受けることができるときは、その支給を受けることができる期間、船員保険法の規定による障害年金又は遺族年金の支給を停止する。但し、遺族年金については、船員保険法の規定により支給を受ける遺族年金の額(同法第五十條ノ三の規定による加給金を含む)が、この法律の規定により支給を受けることができる遺族年金の額(遺族が配偶者であつて、その者に船員保険法第五十條ノ三第一項の規定に該当する子がある場合においては、その子がこの法律の規定により支給を受けることができる遺族年金の額に相当する額を合算した額)をこえる部分については、この限りでない。

8 前項の規定により支給を停止され、又は停止されたことのある遺族年金につき、その支給を受ける者がその権利を失つた場合においては、船員保険法の規定によつて遺族年金の支給を受けるべき者が他になつたときは、左に掲げる障害年金及び遺族年金の額の合算額を、同法第五十條ノ六第四号に規定する「既ニ支給ヲ受ケタル障害年金ト其ノ遺族カ其ノ者ノ死亡ニ関シ支給ヲ受ケタル遺族年金トノ合算額」とみなして、同号の規定を適用する。

一 船員保険法の規定によつて支給を受けた障害年金
二 障害年金を受けた者の死亡に關して、船員保険法の規定によつて支給を受けた遺族年金
三 この法律の規定によつて支給を受けた障害年金
四 前項の規定によつて遺族年金の支給を停止された遺族及び船員保険法第五十條ノ三第一項の規定に該当する子が、障害年金の支給を受けた者の死亡に關して、この法律の規定によつて支給を受けた遺族年金
九 厚生省設置法(昭和二十四年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。
第十二條第七号の次に次の一号を加える。
七の二 戦傷病者の保護更生に關する調査及び企画を行い、並びにこれを実施すること。
第十五條中「国立身体障害者更生指導所」を「国立身体障害者更生指導所」に改める。

第二十六條の次に次の一條を加える。

(国立保養所)

第二十六條の二 国立保養所は、重度の身体障害を有する旧軍人軍属等を收容し、医学的管理の下に、その保養を行わせる機關とする。

2 国立保養所の名称、位置及び内部組織は、厚生省令で定める。
引揚援護庁設置令(昭和二十三年政令第二百二十四号)の一部を次のように改正する。
第二條中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。
二 戦傷病者、戦没者遺族等の援護に関する事務を行うこと
第五條第五号の次に次の二号を加える。
六 戦傷病者、戦没者遺族等の援護に関する調査企画の事務(厚生省の本省の所掌に属するものを除く。)を行うこと
七 戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和二十七年法律第 号)に基く援護の実施に關する事務(厚生省の本省の所掌に属するものを除く。)を行うこと
第六條中第三号の次に次の一号を加える。
三の二 戦傷病者戦没者遺族等援護法の実施に必要な旧軍人軍属の調査を行うこと
第二章中第七條の次に次の一條を加える。
(附屬機關)
第七條の二 戦傷病者戦没者遺族等援護法の定めるところによ

り、議決し、及び厚生大臣に對して意見を述べさせるため、引揚援護庁の附屬機關として援護審査會を置く。

2 援護審査會の組織、所掌事務及び委員その他の職員については、政令で定める。

第十一條中「これに關連する事務」の下に並びに旧海軍に關する第六條第三号の二の事務」を加える。

11 社会保険診療報酬支拂基金法（昭和二十三年法律第二百九十九号）の一部を次のように改正する。

第十三條第二項中「生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十三條第三項」の下に「又は戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第 号）第十九條第三項」を、同條第三項中「前項の場合においては」の下に「厚生大臣」を加える。

12 所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第八條第四項中「老年者でないものをいう。」の下に「但し、左に掲げる者が戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第 号）以下遺族等援護法という。」第二十三條の規定により遺族年金を受ける者である場合には、扶養親族の有無を問わないものとする。」を加える。

第十五條の二第二項中「四千円」の下に「（当該不具者が遺族等援護法第七條の規定により障害年金を受ける者である場合には、六千円）」を加える。

「（当該老年者が遺族等援護法第二十三條の規定により遺族年金を受ける者である場合には、六千円）」を加える。

第十五條の四「四千円」の下に「（当該寡婦が遺族等援護法第二十三條の規定により遺族年金を受ける者である場合には、六千円）」を加える。

第十五條の五「四千円」の下に「（当該勤労学生が老年者又は寡婦でない場合において、遺族等援護法第二十三條の規定により遺族年金を受ける者であるときは、六千円）」を加える。

第三十八條第一項第一号から第四号まで及び第七号中「又は勤労学生であるかどうか」を「若しくは勤労学生であるかどうか又は遺族等援護法第七條の規定により障害年金を受ける不具者若しくは同法第二十三條の規定により遺族年金を受ける老年者、寡婦若しくは勤労学生である旨を申告された者であるかどうか」に改める。

第三十九條第一項中「その事実」の下に「自己が遺族等援護法第七條の規定により障害年金を受ける不具者である場合又は同法第二十三條の規定により遺族年金を受ける老年者、寡婦若しくは勤労学生である場合にはその事実」を加える。

第四十條中「又は勤労学生であるかどうか」を「若しくは勤労学生であるかどうか又は遺族等援護法第七條の規定により障害年金を受ける不具者若しくは同法第二十三條の規定により遺族年金を受ける老年者、寡婦若しくは勤労学生である

旨を申告された者であるかどうか」に改める。

第六十二條第一項中「勤労学生であるかどうかの別」を「勤労学生であるかどうか及び遺族等援護法の規定により障害年金又は遺族年金を受ける者であるかどうかの別」に改める。

別表第二「月額表中」から384円を控除した金額「から384円（これらの控除を認められる者が遺族等援護法の規定による障害年金又は遺族年金を受ける者である場合には、500円）を控除した金額」に改める。同表「月額表中」から78円を控除した金額「から78円（これらの控除を認められる者が遺族等援護法の規定による障害年金又は遺族年金を受ける者である場合には、117円）を控除した金額」に改める。同表「月額表中」から12円を控除した金額「から12円（これらの控除を認められる者が遺族等援護法の規定による障害年金又は遺族年金を受ける者である場合には、17円）を控除した金額」に改める。

別表第四中「4,000円を控除した金額」を「4,000円（これらの控除を認められる者が遺族等援護法の規定による障害年金又は遺族年金を受ける者である場合には、6,000円）を控除した金額」に改める。